

林業・木材製造業労働災害防止規程 新旧対照表（第一編）

変更後	変更前
第1編 総則	第1編 総則
第1章 通則	第1章 通則
第1節 趣旨・遵守義務	第1節 趣旨・遵守義務
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 (略)
(遵守義務)	(遵守義務)
第2条 (略)	第2条 (略)
第2節 適用範囲等	第2節 適用範囲等
(適用範囲)	(適用範囲)
第3条 (略)	第3条 (略)
第3節 快適な職場環境	第3節 快適な職場環境
(快適な職場環境の形成)	(快適な職場環境の形成)
第4条 (略)	第4条 (略)
第2章 安全衛生管理体制等	第2章 安全衛生管理体制等
第1節 安全衛生管理	第1節 安全衛生管理

変更後	変更前
(安全衛生管理の進め方) 第5条 (略) (安全衛生管理体制の整備) 第6条 (略) (安全管理者等の職務) 第7条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>リスクアセスメントの実施</u>に関すること。 2 (略) 3 (略) 第2節 健康保持増進 (健康診断の実施) 第8条 (略) 2 (略) (チェーンソー作業従事者の特殊健康診断) 第9条 会員は、常時チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業 者に対し、チェーンソー取扱い作業に就くこととなったとき及びそ の後6月以内ごとに1回、昭和45年2月28日付け基発第134 号(改正、昭和48年10月18日付け基発<u>第597号</u>)「チェーン ソー使用に伴う振動障害の予防について」に定める項目について、 医師による健康診断を受けさせなければならない。	(安全衛生管理の進め方) 第5条 (略) (安全衛生管理体制の整備) 第6条 (略) (安全管理者等の職務) 第7条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>リスクアセスメントに実施</u>に関すること。 2 (略) 3 (略) 第2節 健康保持増進 (健康診断の実施) 第8条 (略) 2 (略) (チェーンソー作業従事者の特殊健康診断) 第9条 会員は、常時チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業 者に対し、チェーンソー取扱い作業に就くこととなったとき及びそ の後6月以内ごとに1回、昭和45年2月28日付け基発第134 号(改正、昭和48年10月18日付け基発 <u>597号</u>)「チェーン ソー使用に伴う振動障害の予防について」に定める項目について、 医師による健康診断を受けさせなければならない。

変更後	変更前
2 会員は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発<u>0710</u>第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に基づき、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。 （刈払機作業従事者の特殊健康診断） 第10条 （略） 2 会員は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発<u>0710</u>第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に準じて、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。 （過重労働による健康障害の防止） 第11条 （略） （ストレスチェックの実施） 第12条 （略） （高年齢作業者の安全と健康確保） <u>第13条 会員は、高年齢作業者に対し、関係法令、ガイドライン等の定めるところにより、高年齢作業者の就労状況や、業務の内容の実情に応じ、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めなければならない。</u> （熱中症の予防）	2 会員は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発<u>第0710</u>第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に基づき、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。 （刈払機作業従事者の特殊健康診断） 第10条 （略） 2 会員は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発<u>第0710</u>第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に準じて、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。 （過重労働による健康障害の防止） 第11条 （略） （ストレスチェックの実施） 第12条 （略） （新設） （熱中症の予防）

変更後	変更前
<u>第 1 4 条</u> (略) (受動喫煙の防止) <u>第 1 5 条</u> (略) 第 3 節 リスクアセスメント等の実施 第 1 款 危険予知活動 (危険予知活動等) <u>第 1 6 条</u> (略) 第 2 款 リスクアセスメントの実施 (林材業リスクアセスメントの実施) <u>第 1 7 条</u> 会員は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更したときは、関係法令に定めるところにより、建設物、設備、原材料、工具等による又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査(以下この条において「リスクアセスメント」という。)を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければならない。 2 (略) (化学物質リスクアセスメントの実施) <u>第 1 8 条</u> 会員は、一定の危険有害性のある化学物質を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用し、又は変更したときは、関係法令に定めるところにより、化学物質などによる<u>危険性又は有害性等</u>の調査を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければ	<u>第 1 3 条</u> (略) (受動喫煙の防止) <u>第 1 4 条</u> (略) 第 3 節 リスクアセスメント等の実施 第 1 款 危険予知活動 (危険予知活動等) <u>第 1 5 条</u> (略) 第 2 款 リスクアセスメントの実施 (林材業リスクアセスメントの実施) <u>第 1 6 条</u> 会員は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更した時は、関係法令に定めるところにより、建設物、設備、原材料、工具等による又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査(以下この条において「リスクアセスメント」という。)を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければならない。 2 (略) (化学物質リスクアセスメントの実施) <u>第 1 7 条</u> 会員は、一定の危険有害性のある化学物質を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用し、又は変更した時は、関係法令に定めるところにより、化学物質などによる<u>危険性又は有害性</u>の調査を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければなら

変更後	変更前
ならない。 第3章 安全衛生教育 第1節 安全衛生教育の実施 (新規就業時等の安全衛生教育の実施) <u>第19条</u> (略) (特別教育・職長教育の実施) <u>第20条</u> (略) (1) (略) (2) 動力プレスやシャーの安全装置等の<u>取付け、取り外し又は調整の業務</u> (3)～(7) (略) (削除) <u>(8)～(13) ((略))</u> <u>(14) 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）</u> 2 会員は、<u>木材製造業</u>において、新たに職務に就くこととなった職長等（作業者を直接指導又は監督する者）に対し、関係法令に定めるところにより、安全衛生教育を行わなければならない。 (危険有害業務従事者安全衛生教育の実施) <u>第21条</u> (略)	ない。 第3章 安全衛生教育 第1節 安全衛生教育の実施 (新規就業時等の安全衛生教育の実施) <u>第18条</u> (略) (特別教育・職長教育の実施) <u>第19条</u> (略) (1) (略) (2) 動力プレスやシャーの安全装置等の<u>取付</u>又は調整の業務 (3)～(7) (略) <u>(8) 立木の伐木の業務</u> <u>(9)～(14)</u> (新設) 2 会員は、<u>木材業</u>において、新たに職務に就くこととなった職長等（作業者を直接指導又は監督する者）に対し、関係法令に定めるところにより、安全衛生教育を行わなければならない。 (危険有害業務従事者安全衛生教育の実施) <u>第20条</u> (略)

変更後	変更前
第2節 能力向上教育等 (能力向上教育の実施) <u>第22条</u> (略) (チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育) <u>第23条</u> 会員は、チェーンソー作業に従事する作業者に対しては、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」で定めるチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を<u>5年ごとに実施するよう努めなければならない</u>。	第2節 能力向上教育等 (能力向上教育の実施) <u>第21条</u> (略) (チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育) <u>第22条</u> 会員は、チェーンソー作業に従事する作業者に対しては、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」で定めるチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を<u>5年ごとに実施に努めなければならない</u>。

林業・木材製造業労働災害防止規程 新旧対照表（第二編）

変更後	変更前
第2編 林業 第1章 通則 第1節 作業現場における緊急連絡体制 （緊急連絡の方法等の決定、周知） <u>第24条</u>（略） (1)～(4)（略） (5) 作業現場に持ち込む<u>傷病者</u>の手当てに必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等 （連絡責任者の選任と連絡方法等の確認） <u>第25条</u>（略） 2 （略） (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。 <u>(2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。</u> <u>(3)～(4)</u>（略） （緊急連絡の方法等の確認） <u>第26条</u>（略）	第2編 林業 第1章 通則 第1節 作業現場における緊急連絡体制 （緊急連絡の方法等の決定、周知） <u>第23条</u>（略） (1)～(4) (5) 作業現場に持ち込む<u>負傷者</u>の手当てに必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等 （連絡責任者の選任と連絡方法等の確認） <u>第24条</u>（略） 2 （略） (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等の無線機器を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。 （新設） <u>(2)～(3)</u>（略） （緊急連絡の方法等の確認） <u>第25条</u>（略）

変更後	変更前
(作業者に行わせる安全の確認) <u>第 2 7 条</u> (略) (労働災害発生時の連絡等) <u>第 2 8 条</u> (略) (1) (略) (2) 労働災害発生時における連絡方法として定めた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等<u>の救急機関</u>に所要の連絡を行うこと。また、<u>この場合、必要</u>に応じ消防機関等<u>の救急機関</u>に応急処置、被災作業者の移送方法等について指示を求めること。 (3) (略) 第 2 節 健康管理 (寒冷時等における措置) <u>第 2 9 条</u> (略) 2 (略) (体操の実施) <u>第 3 0 条</u> (略) (チェーンソー作業従事者の特殊健康診断) <u>第 3 1 条</u> (略) 2 (略)	(作業者に行わせる安全の確認) <u>第 2 6 条</u> (略) (労働災害発生時の連絡等) <u>第 2 7 条</u> (略) (1) (略) (2) 労働災害発生時における連絡方法として定めた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等<u>救急機関等</u>に所要の連絡を行うこと。また、<u>この場合必要</u>に応じ消防機関等<u>救急機関</u>に応急処置、被災作業者の移送方法等について指示を求めること。 (3) (略) 第 2 節 健康管理 (寒冷時等における措置) <u>第 2 8 条</u> (略) 2 (略) (体操の実施) <u>第 2 9 条</u> (略) (チェーンソー作業従事者の特殊健康診断) <u>第 3 0 条</u> (略) 2 (略)

変更後	変更前
(刈払機作業従事者の特殊健康診断) <u>第 3 2 条</u> (略) 2 (略) (蜂アレルギー検査と措置) <u>第 3 3 条</u> (略) 第 2 章 チェーンソーによる作業 第 1 節 チェーンソーの使用 第 1 款 通則 (チェーンソーの選定基準) <u>第 3 4 条</u> (略) (振動工具作業計画) <u>第 3 5 条</u> (略) (1) 作業開始前に、<u>1 日の振動ばく露時間を定めた振動工具作業計画</u>を作成し、書面等により作業者に周知するとともに、適切な人員配置を行う等チェーンソーの取扱いによる労働災害を防止するための措置を講ずることによりチェーンソーの取扱いによる労働災害の防止に努めること。 (2) (略) <u>2 会員は、第 5 0 条に規定する作業計画の作成に当たっては、前項第 1 号の振動工具作業計画に定める 1 日の振動ばく露時間を作業期間の設定に反映させなければならない。</u>	(刈払機作業従事者の特殊健康診断) <u>第 3 1 条</u> (略) 2 (略) (蜂アレルギー検査と措置) <u>第 3 2 条</u> (略) 第 2 章 チェーンソーによる作業 第 1 節 チェーンソーの使用 第 1 款 通則 (チェーンソーの選定基準) <u>第 3 3 条</u> (略) (作業計画) <u>第 3 4 条</u> (略) (1) 作業開始前に、<u>振動ばく露時間を踏まえた作業計画</u>を作成し、書面等により作業者に周知するとともに、適切な人員配置を行う等チェーンソーの取扱いによる労働災害を防止するための措置を講ずることによりチェーンソーの取扱いによる労働災害の防止に努めること。 (2) (略) (新設)

変更後	変更前
(目立て機器の備付け) <u>第 3 6 条</u> (略)	(目立て機器の備付け) <u>第 3 5 条</u> (略)
(服装等) <u>第 3 7 条</u> (略)	(服装等) <u>第 3 6 条</u> (略)
(保護具等の着用) <u>第 3 8 条</u> (略) 2 会員は、作業者に、チェーンソーによる切り傷防止のため、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が前面に入った<u>下肢の切創防止用保護衣</u>を着用させなければならない。 3 (略)	(保護具等の着用) <u>第 3 7 条</u> (略) 2 会員は、作業者に、チェーンソーによる切り傷防止のため、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が前面に入った<u>防護ズボン又は同等以上の性能を有するもの</u>を着用させなければならない。 3 (略)
(振動工具管理責任者の選任及び職務) <u>第 3 9 条</u> (略) 2 (略)	(振動工具管理責任者の選任及び職務) <u>第 3 8 条</u> (略) 2 (略)
(点検整備) <u>第 4 0 条</u> (略) 2 (略)	(点検整備) <u>第 3 9 条</u> (略) 2 (略)
(目立て) <u>第 4 1 条</u> (略)	(目立て) <u>第 4 0 条</u> (略)
(予備のソーチェーンの携行) <u>第 4 2 条</u> (略)	(予備のソーチェーンの携行) <u>第 4 1 条</u> (略)

変更後	変更前
第2款 チェーンソー作業指針 (操作時間) <u>第43条</u> (略) (チェーンソー作業の方法等) <u>第44条</u> (略) (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する<u>もの</u>がないことを、あらかじめ、確認し、原則として、チェーンソーを地面に置き、保持して始動すること。 (2)～(4) (略) (5) 移動の際はチェーンソーの<u>エンジンを止め</u>、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。 (6) (略) (7) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに、<u>耳覆い等の保護具を用いること</u>。 (8) (略) 2 (略) 第2節 チェーンソーによる伐木造材作業<u>の通則</u> (削除) (就業の制限) <u>第45条</u> 会員は、<u>チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務</u>（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第	第2款 チェーンソー作業指針 (操作時間) <u>第42条</u> (略) (チェーンソー作業の方法等) <u>第43条</u> (略) (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する<u>物</u>がないことを、あらかじめ、確認し、原則として、チェーンソーを地面に置き、保持して始動すること。 (2)～(4) (略) (5) 移動の際はチェーンソーの<u>運転を止め</u>、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。 (6) (略) (7) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに<u>耳覆い等の保護具を用いること</u>。 (8) (略) 2 (略) 第2節 チェーンソーによる伐木、<u>造材作業</u> <u>第1款 通則</u> (就業の制限) <u>第44条</u> 会員は、<u>次の各号に掲げる業務</u>（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第8号）

変更後	変更前
32号。以下「安衛則」という。)第36条第8号)を行う場合には、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)第10条に定める特別教育を修了した者(以下「安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者」という。)でなければ、その業務に就かせてはならない。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	を行う場合には、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)第10条に定める特別教育を修了した者(以下「安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者」という。)でなければ、その業務に就かせてはならない。 (1) <u>胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木の業務</u> (2) <u>胸高直径が20センチメートル以上であって、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木の業務</u> (3) <u>つり切りその他特殊な方法による伐木の業務</u> (4) <u>かかり木であって、かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務</u> 2 <u>会員は、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前項に掲げる業務を除く。)(安衛則第36条第8号の2)を行う場合には、特別教育規程第10条の2に定める特別教育を修了した者でなければ、その業務に就かせてはならない。</u>
<u>(伐木等指導者の指名及び職務)</u> <u>第46条 会員は、会員事業場に第2項第1号に定める伐木等初級者がいる場合は、同項第2号に定める伐木等指導者を、伐木等初級者が所属する作業班ごとに指名し、第47条に定める事項を行わせなければならない。</u> <u>2 伐木等初級者及び伐木等指導者とは次の者をいう。</u> (1) <u>伐木等初級者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育修了者で、伐木等作業の業務に従事した期間が3年未満の者をいう。</u> (2) <u>伐木等指導者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育を修了し、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね8年以上</u>	(新設)

変更後	変更前
<u>で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、会員が指名した者をいう。</u> <u>(伐木等初級者に対する配慮)</u> 第47条 <u>会員は、第46条に定める伐木等初級者に対して、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。</u> (1) <u>胸高直径が概ね40センチメートル未満の立木（以下「普通木」という。）の単独伐倒を行わせないように努めること。ただし、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合はこの限りでない。</u> (2) <u>胸高直径が概ね40センチメートル以上の立木（以下「大径木」という。）の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。</u> (3) <u>かかり木処理作業を単独で行わせないようにすること。伐木等初級者が単独で伐倒していた伐倒木がかかり木となった場合は、作業を中止させ、直ちに伐木等指導者の直接の指導の下で行わせること。伐木等指導者を呼びに行く場合等、伐木等初級者がかかり木未処理の現場を離れるときは、危険が生ずるおそれのある箇所には立ち入らせずに、その周囲にかかり木の存在を、縄張り、標識の設置等の措置により、明示させること。</u> (4) <u>第3節第3款に定める困難木の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。</u> 2 <u>会員は、前項第2号の大径木の伐倒について、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね1年から2年までの伐木等初級者の技能が向上したと判断したときは、同号ただし書の規定にかかわらず、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で、伐木等初級者による</u>	(新設)

変更後	変更前
<u>大径木の単独伐倒を行うことができるものとする。</u> <u>(調査及び記録)</u> 第48条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 (1) <u>地形の状況、地質及び水はけの状況</u> (2) <u>埋設物及び架空線近接の状況</u> (3) <u>偏心木、片枝木、二又木、転倒木、欠頂木、空洞木、腐朽木、枝がらみ木、つるがらみ木、枯損木及び広葉樹の状況</u> (4) <u>下層植生の状況</u> (5) <u>緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> <u>(調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施)</u> 第49条 会員は、前条の伐木造材作業に係る調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならない。 <u>(作業計画)</u> 第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。 (1) <u>作業を行う場所、作業地の地形、地質、水はけの状況、埋設物及び架空線の近接の状況並びに既設の道路、林道及び作業道の状況</u>	(新設) (新設) (新設)

変更後	変更前
(足元の整理) <u>第 5 4 条</u> (略) (山割り) <u>第 5 5 条</u> (略) (上下作業の禁止) <u>第 5 6 条</u> (略) (危険標識の設置) <u>第 5 7 条</u> (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 5 8 条</u> (略) <u>第 3 節</u> チェーンソーによる伐木作業 <u>第 1 款</u> 通則 (伐倒作業前の準備) <u>第 5 9 条</u> (略) (1) (略) (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな<u>枯損木</u>、枯れ枝等の有無を確認すること。 (3) (略) (削除)	(足元の整理) <u>第 4 7 条</u> (略) (山割り) <u>第 4 8 条</u> (略) (上下作業の禁止) <u>第 4 9 条</u> (略) (危険標識の設置) <u>第 5 1 条</u> (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 5 2 条</u> (略) <u>第 2 款</u> チェーンソーによる伐木作業 (新設) (伐倒作業前の準備) <u>第 5 5 条</u> (略) (1) (略) (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな<u>故損木</u>、枯れ枝等の有無を確認すること。 (3) (略) (4) <u>伐倒方向を確認すること。なお、伐倒方向は、斜面下方に対し、4 5 度から 1 0 5 度までの方向を原則とすること。</u>

変更後	変更前
<u>(4) (略)</u> (伐倒方向と伐倒方法の選択) 第 6 0 条 会員は、伐倒方向及びそれに応じた伐倒方法について、次の方法を選択するよう努めなければならない。 <u>(1) 皆伐等の伐倒方向を自由に選択できる場合において、伐倒方向は、斜め下方向又は横方向を選択すること。</u> <u>(2) 伐倒方向を下方向又は上方向とする場合は、選択した方向に伐倒した場合の特質を十分理解して伐倒すること。</u> ア <u>下方向への伐倒においては、他方向への伐倒に比べて、伐倒木が倒れるときの速度が最も速くなることから、安全に伐倒を行うため、追いつる切りにより伐倒すること。</u> イ <u>上方向への伐倒においては、伐倒木が倒れるときに元口が跳ね上がることから、受け口と追い口の間の切り残し（以下「つる」という。）の強度を確保するため、つるを切り過ぎないようにすること。</u> (障害物の取り除き) 第 6 1 条 (略) (退避場所の選定) 第 6 2 条 (略) 2 (略) (退避路の整理) 第 6 3 条 (略)	<u>(5) (略)</u> (新設) (障害物の取り除き) 第 5 7 条 (略) (退避場所の選定) 第 5 9 条 (略) 2 (略) (退避路の整理) 第 6 0 条 (略)

変更後	変更前
(伐倒合図) 第 6 4 条 (略) (合図確認と指差し呼称) 第 6 5 条 (略) (受け口及び追い口) 第 6 6 条 (略) (1) 受け口の深さは、<u>伐倒しようとする立木の胸高直径が 2 0 センチメートル以上であるときは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の 4 分の 1 以上とすること。ただし、胸高直径が 7 0 センチメートル以上であるときは、3 分の 1 以上とすること。なお、胸高直径が 2 0 センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合は、受け口を作ること。</u> (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、<u>4 5 度を基本とし、少なくとも 3 0 度以上とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させ（以下、この一致した線を「会合線」という。）、かつ、会合線は水平とすること。</u> (3)～(4) (略) (くさびの使用) 第 6 7 条 (略) 2 (略) (立入禁止) 第 6 8 条 会員は、立木を伐倒する場合は、<u>伐倒しようとする立木を</u>	(伐倒合図) 第 6 3 条 (略) (合図確認と指差し呼称) 第 6 4 条 (略) (受け口及び追い口) 第 6 1 条 (略) (1) 受け口の深さは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の 4 分の 1 以上とすること。ただし、胸高直径が 7 0 センチメートル以上であるときは、3 分の 1 以上とすること。 (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、<u>3 0 度以上 4 5 度以下とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させること。</u> (3)～(4) (略) (くさびの使用) 第 6 2 条 (略) 2 (略) (近接作業の禁止) 第 5 0 条 会員は、立木を伐倒する場合は、<u>近傍の他の作業者を立木</u>

変更後	変更前
<u>中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。</u> 2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の<u>2.5倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。</u>また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。	<u>の樹高の2倍以上離れさせなければならない。</u> 2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の<u>2.5倍以上離れて作業させなければならない。</u>また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。
第2款 かかり木処理作業 <u>(作業計画に基づく実施)</u> 第69条 会員は、第50条第1項第2号において、かかり木処理の作業方法を作業計画に定めたときは、当該作業計画に定めた機械器具等を用意して、作業現場に配置しなければならない。 2 会員は、かかり木が発生したときは、速やかに当該作業計画に定めた作業方法でかかり木処理を行わなければならない。 3 会員は、当該作業計画に定めたかかり木処理の作業方法では十分な安全を確保できないときは、作業指揮者の指示の下、その他の安全な方法により対処しなければならない。ただし、それが困難な場合には、第70条第1項第1号オの措置を講じなければならない。	(新設) (新設)
<u>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)</u> 第70条 会員は、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次の<u>アからオまでの事項</u>を行わせること。 ア～エ (略)	<u>(かかり木の処理)</u> 第54条 会員は、かかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次の<u>アからエまでの事項</u>を行わせること。 ア～エ (略)

変更後	変更前
オ <u>速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の作業員等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。</u> (2) (略) (3) (略) ア <u>車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。</u> イ (略) ウ <u>当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であつて、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。</u>	オ <u>やむを得ずかかり木を一時的に放置する場合、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業員等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。</u> (2) (略) (3) (略) ア <u>当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であつて、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。</u> イ (略) ウ <u>車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。</u>
2 (略) 第3款 大径木・困難木の伐倒 (大径木の伐倒) 第71条 会員は、大径木の伐倒に従事する作業員に対し、次の事項を講じさせなければならない。 (1)受け口を切るときは、必要に応じて芯切りを行うこと。	2 (略) (新設) (新設)

変更後	変更前
<u>(2)立木の状況に応じて追いつる切りにより伐倒を行うこと。</u> <u>(3)根張りが大きい場合は、追い口側以外の根張りを切り取った後に、伐倒を行うこと。</u> <u>(4)伐倒時の跳ね上がりを防ぐため、受け口を切り取った後に、伐倒方向にある根株のかどを切り落としておくこと。</u> <u>(困難木の定義)</u> 第72条 <u>困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいう。</u> <u>(1)偏心木又は二又木</u> <u>(2)枝がらみの木又はつるがらみの木</u> <u>(3)裂け易い木</u> <u>(4)あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木</u> <u>(5)被害木（転倒木、折損木、欠頂木）</u> <u>(6)急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木</u> <u>(7)伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木</u> <u>(偏心木の伐倒)</u> 第73条 <u>会員は、前条第1号の偏心木を伐倒する場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならない。</u> <u>(1)伐倒方向は、重心の方向を避け、重心の方向から30度程度左右いずれかの方向とすること。</u> <u>(2)受け口は深めとすること。</u> <u>(3)追い口の高さは、通常的位置より高くすること。</u> <u>(4)追いつる切りによる方法を考えること。</u> <u>(5)裂け易い木は必要に応じ、裂け止めをすること。</u>	(新設) <u>(追いつる切り)</u> 第58条 <u>会員は、偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、追いつる切りにより伐倒させなければならない。</u>

変更後	変更前
<u>(二又木の伐倒)</u> <u>第 7 4 条</u> 会員は、第 7 2 条第 1 号の二又木を伐倒する場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならない。 <u>(1) 互いに異なる方向に傾いている二又木は、割り木にして小さい木から伐倒すること。</u> <u>(2) 同じ方向に傾いている二又木は、割り木にして下の木から伐倒すること。</u> <u>(3) 高い位置で二又になっている木は、伐倒方向の選定に特に留意すること。</u> <u>(枝がらみの木の伐倒)</u> <u>第 7 5 条</u> 会員は、第 7 2 条第 2 号の枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前かららんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) (削除) <u>(つるがらみの木の伐倒)</u> <u>第 7 6 条</u> 会員は、第 4 8 条の調査の結果、伐採予定の森林内に第 7	(新設) <u>(枝がらみの木、つるがらみの木の伐倒)</u> <u>第 5 6 条</u> 会員は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前かららんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) <u>2 会員は、つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。</u> (新設)

変更後	変更前
<u>2条第2号のつるがらみの木がある場合は、作業計画に記載するとともに、伐採着手前につる類を根元から切り離し、つる類を枯らしておかなければならない。</u> <u>2 会員は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知しなければならない。</u> <u>3 会員は、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、第80条に基づき、同条第1号の業務に関して指名した者に判断させなければならない。</u> <u>(裂け易い木の伐倒)</u> 第77条 <u>会員は、第48条の調査の結果、伐採予定の森林内に第72条第3号の裂け易い木がある場合は、作業計画に記載し、伐採着手前に当該木にテープ等により標示を行っておくとともに、作業者に対し次の事項を行わせなければならない。</u> <u>(1)必要に応じ、伐倒前に、ワイヤロープ、麻ロープ等を用いて、当該木の追い口の上部に5回程度強く巻き付けておくこと。</u> <u>(2)裂け易い木の伐倒方法は、追いづる切りによること。</u> <u>2 裂け易い木とは、ホウノキ、ナラ、カシ、サクラ、ミズキ、クルミ、シイ、ウリハダカエデ、アベマキ、ハマセンダン、シオジ、セン、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤチダモ、ハシノキ、カラスザンショウ、ネムノキ、ケンポナシ等の樹木をいう。</u> <u>(腐朽木、空洞木の伐倒)</u>	(新設)

変更後	変更前
第78条 会員は、第72条第4号の腐朽木又は空洞木の伐倒を行う場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならない。 (1)伐倒する木の伐根部や幹部をハンマー等で叩いて、腐朽の状態を確認すること。 (2)腐朽の状態に合わせて、次に掲げる方法により鋸断方法を調整すること。 ア 腐朽部の高さを予測し、腐朽程度の少ない幹部を鋸断する。 ただし、作業の安全のため、鋸断部分の高さは1メートル以下とする。 イ 腐朽が中心部まで広がっている木の受け口の深さは、つるの機能低下を防ぐため、伐根直径の5分の1から6分の1程度の深さとする。 ウ 根張り切りは、突然の倒木や追い口切りの途中の割れ等の要因になるため行わない。 エ つる幅は、腐朽程度に合わせて、幹の10分の1から10分の3程度を目安とする。 オ 腐朽木の下枝は落下し易いので特に注意する。 カ 追い口切りの途中でも急に木が倒れ出すことがあるため、伐倒中の回転や幹の割れ等、常に木の動きを注意する。	(新設)
(被害木の処理) 第79条 会員は、第72条第5号の被害木の処理をする場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならない。 (1)曲がっている木の切り離しは、曲がりの内側から切れ目を入れ、次に外側から鋸断する。 (2)跳ね返りのおそれのある場合は、跳ね返りに備えて、退避路を事前に確保しておく。	(新設)

変更後	変更前
<u>(3) 転倒木で根株が起きている木の切り離しに当たっては、根株の転動を見極め、それに応じた措置を講じた上で、作業を行う。</u> <u>(4) 折損木又は欠頂木は、それぞれの状態に応じて注意深く、次に掲げる方法により伐倒する。</u> ア <u>折損木は、木材グラップル機のグラップル又は搭載されているウインチのワイヤロープ等で折れた部分を引き落とし、欠頂木として処理する。</u> イ <u>欠頂木は、重心が幹の中心部にあって、枝がないため、重心線の移動が行いにくいことから、受け口を大きく作り、必ずくさびを使用して伐倒する。</u> <u>(5) 重なって倒れている転倒木は、切り離した材をウインチ等で順次引き出しながら作業を行う。</u> (指示を要する伐木) 第80条 会員は、<u>第72条に定める困難木を伐倒する業務のうち、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。</u> <u>(1) 枝がらみの木、つるがらみの木の伐木の業務</u> <u>(2) 裂け易い木の伐木の業務</u> <u>(3) あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木の伐木の業務</u> <u>(4) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）の伐木の業務</u> <u>(5) 重心が伐倒方向へ著しく偏心している木の伐木の業務</u> <u>(6) 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木の伐木の業務</u>	(指示を要する伐木) 第53条 会員は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。 <u>(1) 控索を使用して行う伐木の業務</u> <u>(2) 安全帯を使用して行う伐木の業務</u> <u>(3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務</u> (新設) <u>(4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務</u> <u>(5) かかり木となるおそれのある木の伐木の業務</u>

変更後	変更前
(削除) 第4節 チェーンソーによる造材作業 (作業者の指名) 第81条 (略) (原木の転落防止) 第82条 (略) 2 (略) (障害物の取り除き) 第83条 (略) (作業者の位置等) 第84条 (略) (枝払い作業) 第85条 (略) 2 (略) 第3章 木材伐出機械等 第1節 車両系木材伐出機械による作業 第1款 通則	(6) かかり木の処理の業務 第3款 チェーンソーによる造材作業 (作業者の指名) 第65条 (略) (原木の転落防止) 第66条 (略) 2 (略) (障害物の取り除き) 第67条 (略) (作業者の位置等) 第68条 (略) (枝払い作業) 第69条 (略) 2 (略) 第3章 木材伐出機械等 第1節 車両系木材伐出機械による作業 第1款 通則

変更後	変更前
(就業の制限) 第 8 6 条 (略) (1)～(2) (略) (3) 簡易架線集材装置 (集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する<u>もの</u>により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。) の運転又は架線集材機械 (動力を用いて原木等を巻き上げるにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。) の運転 (道路上を走行させる運転を除く。) 業務 (安衛則第 3 6 条第 7 号の 2) 安全衛生特別教育規程第 9 条の 2	(就業の制限) 第 7 0 条 (略) (1)～(2) (略) (3) 簡易架線集材装置 (集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する<u>物</u>により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。) の運転又は架線集材機械 (動力を用いて原木等を巻き上げるにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。) の運転 (道路上を走行させる運転を除く。) 業務 (安衛則第 3 6 条第 7 号の 2) 安全衛生特別教育規程第 9 条の 2
(調査及び記録) 第 8 7 条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u>	(調査及び記録) 第 7 1 条 (略) (1)～(4) (略) (新設)
<u>(調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施)</u> 第 8 8 条 <u>会員は、前条の車両系木材伐出機械作業に係る調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならない。</u>	(新設)
(作業計画) 第 8 9 条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、<u>第 8 7 条の調査結果及び第 8 8 条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u>	(作業計画) 第 7 2 条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、<u>前条の調査結果により、知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u>

変更後	変更前
<u>(1)使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力</u> <u>(2)車両系木材伐出機械の運行経路</u> <u>(3)車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所</u> <u>(4)緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> <u>(5)労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法</u> <u>(6)調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策</u> (削除) 2 会員は、<u>前項</u>の作業計画を定めたときは、<u>同項第2号から第6号までの事項</u>について関係作業者に周知させなければならない。 (作業指揮者) 第90条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。ただし、伐木等機械及び単独作業の場合は、<u>この限りでない</u>。 (服装等) 第91条 (略) (悪天候時の作業禁止) 第92条 (略)	2 <u>前項の作業計画は、次の事項が示されたものでなければならない。</u> <u>(1)使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力</u> <u>(2)車両系木材伐出機械の運行経路</u> <u>(3)車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所</u> 3 会員は、<u>第1項</u>の作業計画を定めたときは、<u>前項第2号及び第3号の事項</u>について関係作業者に周知させなければならない。 (作業指揮者) 第73条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。ただし、伐木等機械及び単独作業の場合は<u>その限りでない</u>。 (服装等) 第74条 (略) (悪天候時の作業禁止) 第75条 (略)

変更後	変更前
(前照灯の設置) 第 9 3 条 (略) (ヘッドガード) 第 9 4 条 会員は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない</u>。 (防護柵等) 第 9 5 条 (略) 2 (略) (制限速度) 第 9 6 条 会員は、車両系木材伐出機械（最高速度が毎時 1 0 キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、<u>あらかじめ</u>、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態、機械の能力等に応じた制限速度を定めなければならない。 2 (略) (車両系木材伐出機械の走行路の確保等) 第 9 7 条 (略) (1) (略) (2) 斜面を横断する走行路の盛土路面に<u>ついては</u>、必要な補強措置	(前照灯の設置) 第 7 6 条 (略) (ヘッドガード) 第 7 7 条 会員は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは<u>この限りでない</u>。 (防護柵等) 第 7 8 条 (略) 2 (略) (制限速度) 第 7 9 条 会員は、車両系木材伐出機械（最高速度が毎時 1 0 キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、<u>あらかじめ</u>当該作業に係る場所の地形、地盤の状態、機械の能力等に応じた制限速度を定めなければならない。 2 (略) (車両系木材伐出機械の走行路の確保等) 第 8 0 条 (略) (1) (略) (2) 斜面を横断する走行路の盛土路面に<u>ついては</u>必要な補強措置

変更後	変更前
を講ずること。 (3)～(7) (略) (転倒時保護) 第 9 8 条 会員は、傾斜地等であって、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、<u>かつ、シートベルトを備えたもの</u>を使用するように努めるとともに、<u>シートベルトを備えた車両系木材伐出機械を使用する場合には、作業者にシートベルトを使用させなければならない。</u> (誘導者の配置) 第 9 9 条 (略) (作業の合図) 第 1 0 0 条 (略) (立入禁止) 第 1 0 1 条 (略) (ブーム、アームの降下等による危険の防止) 第 1 0 2 条 会員は、車両系木材伐出機械については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている等の下に作業者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、<u>ブーム、アーム等が不意に降下することを防ぐため、安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。</u>	を講ずること。 (3)～(7) (略) (転倒時保護) 第 8 1 条 会員は、傾斜地等であって、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、<u>かつシートベルトを有するもの</u>を使用するように努めるとともに、<u>作業者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。</u> (誘導者の配置) 第 8 2 条 (略) (作業の合図) 第 8 3 条 (略) (立入禁止) 第 8 4 条 (略) (ブーム、アームの降下等による危険の防止) 第 8 5 条 会員は、車両系木材伐出機械については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている等の下に作業者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において<u>ブーム、アーム等が不意に降下することを防ぐため、安全支柱、安全ブロック等を使用させるときはこの限りでない。</u>

変更後	変更前
(走行の運転位置を離れる場合の措置) 第103条 会員は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合であって、作業者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている<u>場合は、この限りでない。</u> (1) 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系伐出機械の木材グラップル<u>にあつては荷台上の最低降下位置</u>）まで下ろすこと。 (2)～(3)（略） <u>2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる事項を行わなければならない。</u> <u>3 会員は、第1項のただし書きの場合で、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走防止を行う措置を行わなければならない。</u> <u>4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を行わなければならない。</u>	(走行の運転位置を離れる場合の措置) 第86条 会員は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合であって、作業者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている<u>場合はこの限りでない。</u> (1) 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系伐出機械の木材グラップル<u>であつては荷台上の最低降下位置</u>）まで下ろすこと。 (2)～(3)（略） (新設) <u>2 会員は、前項のただし書きの場合で、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走防止を行う措置を講じなければならない。</u> (新設)
(作業装置の運転位置からの離脱の禁止) 第104条 （略） 2 （略） (車両系木材伐出機械の移送) 第105条 （略）	(作業装置の運転位置からの離脱の禁止) 第87条 （略） 2 （略） (車両系木材伐出機械の移送) 第88条 （略）

変更後	変更前
(搭乗の制限) <u>第 1 0 6 条</u> (略) (作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限) <u>第 1 0 7 条</u> (略) 2 作業者は、前項の場合において、同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗ってはならない。 (使用の制限) <u>第 1 0 8 条</u> (略) (用途以外の使用の制限) <u>第 1 0 9 条</u> (略) (修理等) <u>第 1 1 0 条</u> (略) (1) (略) (2) <u>第 1 0 2 条</u>の安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。 (検査) <u>第 1 1 1 条</u> (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (点検)	(搭乗の制限) <u>第 8 9 条</u> (略) (作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限) <u>第 9 0 条</u> (略) 2 作業者は、前項の場合において同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗ってはならない。 (使用の制限) <u>第 9 1 条</u> (略) (用途以外の使用の制限) <u>第 9 2 条</u> (略) (修理等) <u>第 9 3 条</u> (略) (1) (略) (2) <u>第 8 5 条に規定する</u>安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。 (検査) <u>第 9 4 条</u> (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (点検)

変更後	変更前
<u>第 1 1 2 条</u> (略) (補修等) <u>第 1 1 3 条</u> 会員は、<u>第 1 1 1 条</u>の検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。 第 2 款 伐木等機械による作業 (立入禁止) <u>第 1 1 4 条</u> (略) (合図) <u>第 1 1 5 条</u> (略) (搭乗の制限) <u>第 1 1 6 条</u> (略) (作業装置の運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 1 7 条</u> (略) (走行) <u>第 1 1 8 条</u> (略) (旋回) <u>第 1 1 9 条</u> (略)	<u>第 9 5 条</u> (略) (補修等) <u>第 9 6 条</u> 会員は、<u>第 9 4 条</u>の検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。 第 2 款 伐木等機械による作業 (立入禁止) <u>第 9 7 条</u> (略) (合図) <u>第 9 8 条</u> (略) (搭乗の制限) <u>第 9 9 条</u> (略) (作業装置の運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 0 0 条</u> (略) (走行) <u>第 1 0 1 条</u> (略) (旋回) <u>第 1 0 2 条</u> (略)

変更後	変更前
(伐倒作業における危険の防止) <u>第 1 2 0 条</u> (略)	(伐倒作業における危険の防止) <u>第 1 0 3 条</u> (略)
(造材作業における危険の防止) <u>第 1 2 1 条</u> (略)	(造材作業における危険の防止) <u>第 1 0 4 条</u> (略)
(はい積み) <u>第 1 2 2 条</u> (略)	(はい積み) <u>第 1 0 5 条</u> (略)
(木材グラップル機による木寄せ作業) <u>第 1 2 3 条</u> (略)	(木材グラップル機による木寄せ作業) <u>第 1 0 6 条</u> (略)
(他の機械との連携作業) <u>第 1 2 4 条</u> (略)	(他の機械との連携作業) <u>第 1 0 7 条</u> (略)
(周囲の作業者との連携作業) <u>第 1 2 5 条</u> (略)	(周囲の作業者との連携作業) <u>第 1 0 8 条</u> (略)
第 3 款 走行集材機械による作業	第 3 款 走行集材機械による作業
(立入禁止) <u>第 1 2 6 条</u> (略)	(立入禁止) <u>第 1 0 9 条</u> (略)
(不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 1 2 7 条</u> (略)	(不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 1 1 0 条</u> (略)
(ワイヤロープの安全係数等)	(ワイヤロープの安全係数等)

変更後	変更前
<u>第 1 2 8 条</u> （略） （スリング等の点検） <u>第 1 2 9 条</u> 会員は、走行集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 （合図） <u>第 1 3 0 条</u> （略） (1)～(2)（略） (3) <u>合図者は、</u>周囲の安全を確認してから明確に合図を行い、運転者及び他の作業者は、必ず合図に従うこと。 （運転位置から離れる場合の措置） <u>第 1 3 1 条</u> 会員は、走行集材機械の走行のための運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、作業装置の運転位置と走行の運転位置が異なる場合であって、運転者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている<u>場合は、</u>この限りでない。 (1)～(3)（略） 2 （略） （搭乗の制限） <u>第 1 3 2 条</u> （略） （走行路の確保）	<u>第 1 1 1 条</u> （略） （新設） （合図） <u>第 1 1 2 条</u> （略） (1)～(2) (3) <u>合図者は</u>周囲の安全を確認してから明確に合図を行い、運転者及び他の作業者は、必ず合図に従うこと。 （運転位置から離れる場合の措置） <u>第 1 1 3 条</u> 会員は、走行集材機械の走行のための運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、作業装置の運転位置と走行の運転位置が異なる場合であって、運転者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている<u>場合は</u>この限りでない。 (1)～(3)（略） 2 （略） （搭乗の制限） <u>第 1 1 4 条</u> （略） （走行路の確保）

変更後	変更前
第133条 (略) (1) 走行路の縦断勾配の目安は、18パーセント（10度）以下とすること。 (2) やむを得ず制限勾配（走行できる最大の勾配をいう。以下同じ。）を設ける場合は次の事項に留意すること。 ア 制限勾配の目安は、25パーセント（14度）以内とすること。 イ 30メートル以上の区間にわたる制限勾配に近い勾配の走行路は設けないこと。 ウ 制限勾配に近い勾配の前後には勾配を緩和させた区間を設けること。 (3) 走行路の幅員は、走行する機種の接地幅の1.2倍以上を確保すること。 (4) 走行路の曲線半径は、使用する機種の規格又は集材する原木の長さを勘案して最小半径を確保すること。 (5) 走行路の曲線カーブ作設に当たっては、雨天や凍結時のスリップ事故を防止するため、カーブ谷側を高くすること。 (6) 走行路の終点に車回しを設け、原木を積載して集材する走行は前進走行を確保するようにすること。 (7) 走行路の維持管理のため、横断排水溝を設け適切な排水を心がけるとともに、降雨後は路肩崩壊等の有無の確認を行うこと。 (8) 路肩崩壊等の有無の確認のため、除草を行うこと。 (走行) 第134条 (略) 2 (略)	第115条 (略) (1) 30メートル以上の区間にわたる制限勾配（走行できる最大の勾配をいう。以下同じ。）に近い勾配の走行路は設けないこと。 (2) 制限勾配に近い勾配の前後には勾配を緩和させた区間を設けること。 (3) 走行路の制限勾配の目安は、25パーセント以内とすること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (走行) 第116条 (略) 2 (略)

変更後	変更前
(荷掛け作業) <u>第 1 3 5 条</u> (略) (木寄せ作業) <u>第 1 3 6 条</u> (略) (積込み作業) <u>第 1 3 7 条</u> (略) (荷下ろし作業) <u>第 1 3 8 条</u> (略) (他の機械との連携作業) <u>第 1 3 9 条</u> (略) (周囲の作業者との連携作業) <u>第 1 4 0 条</u> (略) 第 4 款 架線集材機械による作業 (立入禁止) <u>第 1 4 1 条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 柱上作業が行われている場所の下方で、器具や工具等の落下により作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所 (合図)	(荷掛け作業) <u>第 1 1 7 条</u> (略) (木寄せ作業) <u>第 1 1 8 条</u> (略) (積込み作業) <u>第 1 1 9 条</u> (略) (荷下ろし作業) <u>第 1 2 0 条</u> (略) (他の機械との連携作業) <u>第 1 2 1 条</u> (略) (周囲の作業者との連携作業) <u>第 1 2 2 条</u> (略) 第 4 款 架線集材機械による作業 (立入禁止) <u>第 1 2 3 条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 柱上作業が行われている場所の下方で、器具や工具等の落下により作業者に危険を及ぼすおそれのあるところ (合図)

変更後	変更前
<u>第 1 4 2 条</u> （略） （柱上作業） <u>第 1 4 3 条</u> 会員は、<u>タワーヤード等のタワー</u>の柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 支柱の昇降には、はしご等の専用の器具を使用すること。 (2) 墜落の危険があるときは、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用すること。 (3)～(4)（略） （架線集材機械の据付け） <u>第 1 4 4 条</u> （略） （架線集材機械の架設作業） <u>第 1 4 5 条</u> （略） 2 （略） （架線集材機械の運転） <u>第 1 4 6 条</u> （略） (1)（略） (2) 荷掛け作業を<u>行う</u>ときは、集材ウインチを停止すること。ただし、作業者から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を行うときは、<u>この限りでない</u>。 (3)～(9)（略） (10) 原木は空中に吊り上げずに、地引きにより集材すること。ただし、<u>機械集材装置を集材機として用いる場合は、この限りでない</u>。	<u>第 1 2 4 条</u> （略） （柱上作業） <u>第 1 2 5 条</u> 会員は、<u>タワーヤードのタワー等</u>の柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 支柱の昇降には、はしご<u>や木登り器</u>等の専用の器具を使用すること。 (2) 墜落の危険があるときは、<u>安全帯</u>を使用すること。 (3)～(4)（略） （架線集材機械の据付け） <u>第 1 2 6 条</u> （略） （架線集材機械の架設作業） <u>第 1 2 7 条</u> （略） 2 （略） （架線集材機械の運転） <u>第 1 2 8 条</u> （略） (1)（略） (2) 荷掛け作業を<u>行っている</u>ときは、集材ウインチを停止すること。ただし、作業者から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作に<u>ついてはこの限りではない</u>。 (3)～(9)（略） (10) 原木は空中に吊り上げずに、地引きにより集材すること。ただし、<u>機械集材装置を集材機として用いる場合はこの限りでない</u>。

変更後	変更前
(架線集材機械の荷掛け作業) <u>第 1 4 7 条</u> (略) (架線集材機械の荷外し作業) <u>第 1 4 8 条</u> (略) (搭乗の制限) <u>第 1 4 9 条</u> (略) (作業装置の運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 5 0 条</u> (略) (索の固定) <u>第 1 5 1 条</u> (略) (ガイドブロックの取付け) <u>第 1 5 2 条</u> 会員は、<u>架線集材機械</u>で使用するガイドブロックの取付けに当たっては、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) (ワイヤロープの安全係数等) <u>第 1 5 3 条</u> (略) 2 (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止)	(架線集材機械の荷掛け作業) <u>第 1 2 9 条</u> (略) (架線集材機械の荷外し作業) <u>第 1 3 0 条</u> (略) (搭乗の制限) <u>第 1 3 1 条</u> (略) (作業装置の運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 3 2 条</u> (略) (索の固定) <u>第 1 3 3 条</u> (略) (ガイドブロックの取付け) <u>第 1 3 4 条</u> 会員は、<u>簡易架線集材装置</u>で使用するガイドブロックの取付けに当たっては、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) (ワイヤロープの安全係数等) <u>第 1 3 5 条</u> (略) 2 (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止)

変更後	変更前
第154条 会員は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、<u>次のいずれかに該当するものを使用してはならない。</u> (1)～(4) (略) <u>(スリングの点検)</u> 第155条 会員は、架線集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリングの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えない。<u>なければならない。</u> (他の機械との連携作業) 第156条 (略) 第2節 簡易架線集材装置による作業 第1款 通則 (調査及び記録) 第157条 会員は、簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこの設備による集材をいう。以下同じ。）を行う<u>場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</u> (1) 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況	第136条 会員は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、<u>次のいずれにも該当しないものでなければ使用してはならない。</u> (1)～(4) (略) (新設) (他の機械との連携作業) 第137条 (略) 第2節 簡易架線集材装置による作業 第1款 通則 (調査及び記録) 第138条 会員は、簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこの設備による集材をいう。以下同じ。）を行う<u>ときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ当該作業に係る場所について広さ、地形、地盤の状態、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しなければならない。</u> (新設)

変更後	変更前
(2) <u>架空電線等の有無の状況</u> (3) <u>既設の道路、林道及び作業道の状況</u> (4) <u>支柱とする立木の状態並びに運搬する原木等の形状、種類、径、高さ及び重量</u> (5) <u>緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> <u>(調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施)</u> <u>第158条 会員は、前条の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならない。</u> (作業計画) <u>第159条 会員は、簡易林業架線作業を行う場合は、第157条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u> (1)～(5) (略) (6) <u>緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> (7) <u>労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法</u> (8) <u>調査及び記録を踏まえたリスクアセスメントの結果に基づくリスクの低減対策</u> 2 会員は、<u>前項の作業計画を定めたときは、同項各号に掲げる事項(第4号に掲げる事項を除く。)</u>を、関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行わせなければならない。 (作業指揮者)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (作業計画) <u>第139条 会員は、簡易林業架線作業を行う場合は、あらかじめ、前条の調査により知り得たところに適応し、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u> (1)～(5) (略) (新設) (新設) (新設) 2 会員は、<u>第1項の作業計画を定めたときは、同項(1)(2)(3)及び(5)について、関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行わせなければならない。</u> (作業指揮者)

変更後	変更前
<u>第 1 6 0 条</u> (略) (服装等) <u>第 1 6 1 条</u> (略) (1) <u>袖締まり及び裾締まりのよい作業服</u>を着用する等、安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(3) (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 1 6 2 条</u> (略) (退避) <u>第 1 6 3 条</u> (略) (柱上作業) <u>第 1 6 4 条</u> 会員は、柱上作業を行う場合 <u>(第 1 6 5 条の高所作業を行うときを除く。)</u> には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 支柱の昇降には、はしご、木登り器等の専用の<u>安全な用具又は器具を使用するとともに、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（Ｕ字つり）を使用すること。</u> (2) 墜落の危険があるときは、<u>保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（Ｕ字つり）を使用すること。特に、作業時の足元の高さが２メートル以上の高所で作業を行うときは、胴ベルト（Ｕ字つり）を確実に使用すること。</u> (3)～(4) (略)	<u>第 1 4 0 条</u> (略) (服装等) <u>第 1 4 1 条</u> (略) (1) <u>裾締まり、袖締まりのよい作業服</u>を着用する等、安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(3) (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 1 4 2 条</u> (略) (退避) <u>第 1 4 3 条</u> (略) (柱上作業) <u>第 1 4 4 条</u> 会員は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 支柱の昇降には、はしご、木登り器等の<u>専用の器具を使用すること。</u> (2) 墜落の危険があるときは、<u>安全帯を使用すること。</u> (3)～(4) (略)

変更後	変更前
<u>(鋼製支柱等の設置等における墜落防止措置)</u> <u>第 1 6 5 条</u> 会員は、簡易架線集材装置作業において、先柱若しくは元柱に使用する適当な立木がないこと等により、鋼製支柱又は木製支柱を用いる場合、その設置、撤去、点検等が高所作業となるときは、墜落防止措置として、要求性能墜落制止用器具のフック等を安全に掛けることができる鋼製支柱又は木製支柱の主管、補助管又は横架材にフック等を掛けて要求性能墜落制止用器具を使用しなければならない。	(新設)
(制動装置等) <u>第 1 6 6 条</u> (略)	(制動装置等) <u>第 1 4 5 条</u> (略)
(転倒時保護構造等) <u>第 1 6 7 条</u> (略) 2 (略)	(転倒時保護構造等) <u>第 1 4 6 条</u> (略) 2 (略)
(防護柵等) <u>第 1 6 8 条</u> (略) 2 (略)	(防護柵等) <u>第 1 4 7 条</u> (略) 2 (略)
(接触の防止) <u>第 1 6 9 条</u> (略)	(接触の防止) <u>第 1 4 8 条</u> (略)
(搭乗の制限) <u>第 1 7 0 条</u> 会員は、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の<u>もの</u>でつり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。 2 (略)	(搭乗の制限) <u>第 1 4 9 条</u> 会員は、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の<u>物</u>でつり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。 2 (略)

変更後	変更前
(運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 7 1 条</u> (略) 2 (略) (運転位置からの離脱の禁止) <u>第 1 7 2 条</u> (略) (合図等) <u>第 1 7 3 条</u> (略) 2 (略) (立入禁止) <u>第 1 7 4 条</u> (略) (ワイヤロープの安全係数) <u>第 1 7 5 条</u> (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 1 7 6 条</u> (略) (点検) <u>第 1 7 7 条</u> (略) 第 2 款 集材作業 (最大使用荷重の指示)	(運転位置から離れる場合の措置) <u>第 1 5 0 条</u> (略) 2 (略) (運転位置からの離脱の禁止) <u>第 1 5 1 条</u> (略) (合図等) <u>第 1 5 2 条</u> (略) 2 (略) (立入禁止) <u>第 1 5 3 条</u> (略) (ワイヤロープの安全係数) <u>第 1 5 4 条</u> (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 1 5 5 条</u> (略) (点検) <u>第 1 5 6 条</u> (略) 第 2 款 集材作業 (最大使用荷重の指示)

変更後	変更前
<u>第 1 7 8 条</u> （略） （集材機の据付け） <u>第 1 7 9 条</u> 会員は、集材機の据付けの作業を行うときは、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、架線集材機械を集材機械として用いる場合は、この限りでない。 （1）～（2）（略） 2 （略） （控索） <u>第 1 8 0 条</u> （略） （作業索の取付け） <u>第 1 8 1 条</u> （略） （最大使用荷重の表示） <u>第 1 8 2 条</u> （略） 2 （略） （ガイドブロックの取付け） <u>第 1 8 3 条</u> （略） （巻過ぎ防止） <u>第 1 8 4 条</u> （略） （ブーム等の降下による危険の防止） <u>第 1 8 5 条</u> 会員は、架線集材機械（構造上、ブーム、アーム等が不	<u>第 1 5 7 条</u> （略） （集材機の据付け） <u>第 1 5 8 条</u> 会員は、集材機の据付けに当たっては、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、架線集材機械を集材機械として用いる場合はこの限りでない。 （1）～（2）（略） 2 （略） （控索） <u>第 1 5 9 条</u> （略） （作業索の取付け） <u>第 1 6 0 条</u> （略） （最大使用荷重の表示） <u>第 1 6 1 条</u> （略） 2 （略） （ガイドブロックの取付け） <u>第 1 6 2 条</u> （略） （巻過ぎ防止） <u>第 1 6 3 条</u> （略） （ブーム等の降下による危険の防止） <u>第 1 6 4 条</u> 会員は、架線集材機械（構造上、ブーム、アーム等が不

変更後	変更前
意に降下することを防止する装置が組み込まれている<u>もの</u>を除く。)を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合であって、架線集材機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる作業者の危険を防止するため、当該作業に従事する作業者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。 2 (略) (運搬の制限) <u>第186条</u> (略) 第3節 林業架線作業 第1款 通則 (就業の制限) <u>第187条</u> (略) (調査及び記録) <u>第188条</u> 会員は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行う<u>場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</u> (1) 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況	意に降下することを防止する装置が組み込まれている<u>物</u>を除く。)を機械集材装置の集材機として用いる場合であって、架線集材機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる作業者の危険を防止するため、当該作業に従事する作業者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。 2 (略) (運搬の制限) <u>第165条</u> (略) 第3節 林業架線作業 第1款 通則 (就業の制限) <u>第166条</u> (略) (調査及び記録) <u>第167条</u> 会員は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行う<u>ときは、集材機又は運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について、広さ、地形、地盤の状態等、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等</u>を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 (新設)

変更後	変更前
(2) <u>架空電線等の有無の状況</u> (3) <u>既設の道路、林道及び作業道の状況</u> (4) <u>支柱とする立木の状態並びに運搬する原木等の形状、種類、径、高さ及び重量</u> (5) <u>緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> <u>(調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施)</u> <u>第189条 会員は、前条の調査及び記録を踏まえてリスクアセスメント等を実施しなければならない。</u> (作業計画) <u>第190条 会員は、林業架線作業を行う場合は、第188条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u> (1)～(6) (略) (7) <u>緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> (8) <u>労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法</u> (9) <u>調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策</u> 2 会員は、<u>前項の作業計画を定めたときは、同項各号に掲げる事項(第3号及び第5号に掲げる事項を除く。)</u>を関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行い、また、作業指揮者に指揮させなければならない。	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (作業計画) <u>第168条 会員は、林業架線作業を行う場合は、あらかじめ前条の調査により知り得たところに適応し、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。</u> (1)～(6) (略) (新設) (新設) (新設) 2 会員は、<u>第1項の作業計画を定めたときは、同項(1)(2)(4)及び(6)について</u>関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行い、また、作業指揮者に指揮させなければならない。

変更後	変更前
(作業指揮者) <u>第 1 9 1 条</u> (略) (林業架線作業主任者の選任) <u>第 1 9 2 条</u> (略) (林業架線作業主任者の職務) <u>第 1 9 3 条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 作業中、<u>要求性能墜落制止用器具又は胴ベルト (U字つり)</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。 (服装等) <u>第 1 9 4 条</u> (略) (危険標識の設置) <u>第 1 9 5 条</u> (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 1 9 6 条</u> (略) (退避) <u>第 1 9 7 条</u> (略) (柱上作業) <u>第 1 9 8 条</u> 会員は、柱上作業を行う場合 <u>(第 1 9 9 条の高所作業を行うときを除く。)</u> には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせ	(作業指揮者) <u>第 1 6 9 条</u> (略) (林業架線作業主任者の選任) <u>第 1 7 0 条</u> (略) (林業架線作業主任者の職務) <u>第 1 7 1 条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 作業中、<u>安全帯</u>及び保護帽の使用状況を監視すること。 (服装等) <u>第 1 7 2 条</u> (略) (危険標識の設置) <u>第 1 7 3 条</u> (略) (悪天候時の作業の禁止) <u>第 1 7 4 条</u> (略) (退避) <u>第 1 7 5 条</u> (略) (柱上作業) <u>第 1 7 6 条</u> 会員は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

変更後	変更前
なければならない。 (1) <u>支柱の昇降には、はしごや木登り器等の専用の安全な用具又は器具を使用するとともに、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。</u> (2) <u>墜落の危険があるときは、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。特に、作業時の足元の高さが2メートル以上の高所で作業を行うときは、胴ベルト（U字つり）を確実に使用すること。</u> (3)～(4) （略） <u>（鋼製支柱等の設置等における墜落防止措置）</u> <u>第199条 会員は、林業架線作業において、先柱若しくは元柱に使用する適当な立木がないこと等により、鋼製支柱又は木製支柱を用いる場合、その設置、撤去、点検等が高所作業となるときは、墜落防止措置として、要求性能墜落制止用器具のフック等を安全に掛けることができる鋼製支柱又は木製支柱の主管、補助管又は横架材にフック等を掛けて要求性能墜落制止用器具を使用しなければならない。</u> <u>（制動装置等）</u> <u>第200条</u> （略） <u>（転倒時保護構造等）</u> <u>第201条</u> （略） 2 （略） <u>（ヘッドガード）</u>	(1) <u>柱の昇降には安全な用具又は器具を使用すること。</u> (2) <u>墜落による危害を受けるおそれがあるときは、安全帯を使用すること。</u> (3)～(4) （略） （新設） <u>（制動装置等）</u> <u>第177条</u> （略） <u>（転倒時保護構造等）</u> <u>第178条</u> （略） 2 （略） <u>（ヘッドガード）</u>

変更後	変更前
第202条 会員は、機械集材装置の集材機については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 (防護柵等) 第203条 (略) 2 (略) (接触の防止) 第204条 (略) (搭乗の制限) 第205条 会員は、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錐等の<u>もの</u>で、つり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落等による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。 2 (略) (運転位置から離れる場合の措置) 第206条 (略) (運転位置からの離脱の禁止) 第207条 (略) 2 (略)	第179条 会員は、機械集材装置の集材機については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときはこの限りでない。 (防護柵等) 第180条 (略) 2 (略) (接触の防止) 第181条 (略) (搭乗の制限) 第182条 会員は、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錐等の<u>物</u>で、つり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落等による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。 2 (略) (運転位置から離れる場合の措置) 第183条 (略) (運転位置からの離脱の禁止) 第184条 (略) 2 (略)

変更後	変更前
(合図等) <u>第 2 0 8 条</u> (略) (立入禁止) <u>第 2 0 9 条</u> (略) 2 (略) (盤台) <u>第 2 1 0 条</u> (略) (ワイヤロープ等の安全係数) <u>第 2 1 1 条</u> (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 2 1 2 条</u> (略) (クリップの使用) <u>第 2 1 3 条</u> (略) (試運転) <u>第 2 1 4 条</u> (略) 2 (略) (点検) <u>第 2 1 5 条</u> (略) 第 2 款 集材作業	(合図等) <u>第 1 8 5 条</u> (略) (立入禁止) <u>第 1 8 6 条</u> (略) 2 (略) (盤台) <u>第 1 8 7 条</u> (略) (ワイヤロープ等の安全係数) <u>第 1 8 8 条</u> (略) (不適格なワイヤロープの使用禁止) <u>第 1 8 9 条</u> (略) (クリップの使用) <u>第 1 9 0 条</u> (略) (試運転) <u>第 1 9 1 条</u> (略) 2 (略) (点検) <u>第 1 9 2 条</u> (略) 第 2 款 集材作業

変更後	変更前
(最大使用荷重等の指示) <u>第 2 1 6 条</u> (略)	(最大使用荷重等の指示) <u>第 1 9 3 条</u> (略)
(集材機の据付け箇所) <u>第 2 1 7 条</u> (略)	(集材機の据付け箇所) <u>第 1 9 4 条</u> (略)
(集材機又は運材機の据付け) <u>第 2 1 8 条</u> (略) 2 (略)	(集材機又は運材機の据付け) <u>第 1 9 5 条</u> (略) 2 (略)
(立木支柱の選定) <u>第 2 1 9 条</u> (略)	(立木支柱の選定) <u>第 1 9 6 条</u> (略)
(木製支柱の組立て) <u>第 2 2 0 条</u> (略)	(木製支柱の組立て) <u>第 1 9 7 条</u> (略)
(当て木) <u>第 2 2 1 条</u> (略)	(当て木) <u>第 1 9 8 条</u> (略)
(鋼製支柱の組立て) <u>第 2 2 2 条</u> (略)	(鋼製支柱の組立て) <u>第 1 9 9 条</u> (略)
(控索の方向) <u>第 2 2 3 条</u> (略) 2 (略)	(控索の方向) <u>第 2 0 0 条</u> (略) 2 (略)

変更後	変更前
(控索の支柱への取付け位置及び数) <u>第 2 2 4 条</u> (略)	(控索の支柱への取付け位置及び数) <u>第 2 0 1 条</u> (略)
(控索のアンカー) <u>第 2 2 5 条</u> (略)	(控索のアンカー) <u>第 2 0 2 条</u> (略)
(主索の固定) <u>第 2 2 6 条</u> (略)	(主索の固定) <u>第 2 0 3 条</u> (略)
(作業索の取付け) <u>第 2 2 7 条</u> (略)	(作業索の取付け) <u>第 2 0 4 条</u> (略)
(最大使用荷重等の表示) <u>第 2 2 8 条</u> (略) 2 (略)	(最大使用荷重等の表示) <u>第 2 0 5 条</u> (略) 2 (略)
(台付け索の取付け) <u>第 2 2 9 条</u> (略)	(台付け索の取付け) <u>第 2 0 6 条</u> (略)
(ガイドブロックの取付け) <u>第 2 3 0 条</u> (略)	(ガイドブロックの取付け) <u>第 2 0 7 条</u> (略)
(巻過ぎ防止) <u>第 2 3 1 条</u> (略)	(巻過ぎ防止) <u>第 2 0 8 条</u> (略)
(ブーム等の降下による危険の防止) <u>第 2 3 2 条</u> (略)	(ブーム等の降下による危険の防止) <u>第 2 0 9 条</u> (略)

変更後	変更前
2 (略) (集材機の運転) <u>第 2 3 3 条</u> (略) (荷掛け作業) <u>第 2 3 4 条</u> (略) (荷外し作業) <u>第 2 3 5 条</u> (略) 第 3 款 運材作業 (最大使用荷重等の指示) <u>第 2 3 6 条</u> (略) (積み込み場) <u>第 2 3 7 条</u> (略) (おろし場) <u>第 2 3 8 条</u> (略) (支柱) <u>第 2 3 9 条</u> (略) (主索等の固定及び支持) <u>第 2 4 0 条</u> (略)	2 (略) (集材機の運転) <u>第 2 1 0 条</u> (略) (荷掛け作業) <u>第 2 1 1 条</u> (略) (荷外し作業) <u>第 2 1 2 条</u> (略) 第 3 款 運材作業 (最大使用荷重等の指示) <u>第 2 1 3 条</u> (略) (積み込み場) <u>第 2 1 4 条</u> (略) (おろし場) <u>第 2 1 5 条</u> (略) (支柱) <u>第 2 1 6 条</u> (略) (主索等の固定及び支持) <u>第 2 1 7 条</u> (略)

変更後	変更前
2 (略) (えい索の支持) <u>第 2 4 1 条</u> (略) (1) (略) (2) えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受け<u>ローラー</u>を設置すること。 (制動機等の固定) <u>第 2 4 2 条</u> (略) (制動装置) <u>第 2 4 3 条</u> (略) 2 (略) (最大使用荷重等の表示) <u>第 2 4 4 条</u> (略) 2 (略) (搬器の取付け) <u>第 2 4 5 条</u> (略) (荷掛け作業) <u>第 2 4 6 条</u> (略) (荷外し作業) <u>第 2 4 7 条</u> (略)	2 (略) (えい索の支持) <u>第 2 1 8 条</u> (略) (1) (略) (2) えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受け<u>ローラ</u>を設置すること。 (制動機等の固定) <u>第 2 1 9 条</u> (略) (制動装置) <u>第 2 2 0 条</u> (略) 2 (略) (最大使用荷重等の表示) <u>第 2 2 1 条</u> (略) 2 (略) (搬器の取付け) <u>第 2 2 2 条</u> (略) (荷掛け作業) <u>第 2 2 3 条</u> (略) (荷外し作業) <u>第 2 2 4 条</u> (略)

変更後	変更前
(運材索道の運転作業) <u>第 2 4 8 条</u> (略) 第 4 節 林業用単軌条運搬機<u>の使用</u> 第 1 款 通則 (単軌条運搬機の安全管理) <u>第 2 4 9 条</u> (略) 2 (略) (単軌条運搬機の設置) <u>第 2 5 0 条</u> (略) (運行計画) <u>第 2 5 1 条</u> 会員は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、<u>かつ</u>、当該運行計画により作業を行うとともに、当該運行計画の内容を、作業者に周知しなければならない。 (合図) <u>第 2 5 2 条</u> (略) (点検整備) <u>第 2 5 3 条</u> (略) 2 (略)	(運材索道の運転作業) <u>第 2 2 5 条</u> (略) 第 4 節 林業用単軌条運搬機<u>による作業</u> 第 1 款 通則 (単軌条運搬機の安全管理) <u>第 2 2 6 条</u> (略) 2 (略) (単軌条運搬機の設置) <u>第 2 2 7 条</u> (略) (運行計画) <u>第 2 2 8 条</u> 会員は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、<u>かつ</u>当該運行計画により作業を行うとともに、当該運行計画の内容を、作業者に周知しなければならない。 (合図) <u>第 2 2 9 条</u> (略) (点検整備) <u>第 2 3 0 条</u> (略) 2 (略)

変更後	変更前
第 2 款 単軌条運搬機の使用 (運転) 第 2 5 4 条 (略) (駐車) 第 2 5 5 条 (略) 第 4 章 造林作業 第 1 節 通則 (調査及び記録) 第 2 5 6 条 会員は、造林作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 (1) 地山の地形、地質、斜度、植生等の状況 (2) 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲 (調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施) 第 2 5 7 条 会員は、前条の調査及び記録を踏まえてリスクアセスメント等を実施しなければならない。 (造林作業計画の作成) 第 2 5 8 条 会員は、造林作業を行う場合には、第 2 5 6 条の調査結	第 2 款 単軌条運搬機の使用 (運転) 第 2 3 1 条 (略) (駐車) 第 2 3 2 条 (略) 第 4 章 造林作業 第 1 節 通則 (新設) (新設) (作業計画の作成) 第 2 5 2 条 会員は、刈払機を用いて作業を行う場合には、次の事項

変更後	変更前
(服装等) <u>第 2 6 0 条</u> (略)	(服装等) <u>第 2 3 3 条</u> (略)
(チェーンソーによる造林作業) <u>第 2 6 1 条</u> (略)	(チェーンソーによる造林作業) <u>第 2 3 4 条</u> (略)
(刈払機による造林作業) <u>第 2 6 2 条</u> (略)	(刈払機による造林作業) <u>第 2 3 5 条</u> (略)
(作業用具の点検等) <u>第 2 6 3 条</u> (略) 2 (略)	(作業用具の点検等) <u>第 2 3 6 条</u> (略) 2 (略)
(作業用具の整理) <u>第 2 6 4 条</u> (略)	(作業用具の整理) <u>第 2 3 7 条</u> (略)
(歩行動作) <u>第 2 6 5 条</u> (略)	(歩行動作) <u>第 2 3 8 条</u> (略)
(環境の整備) <u>第 2 6 6 条</u> (略)	(環境の整備) <u>第 2 3 9 条</u> (略)
(上下作業の禁止) <u>第 2 6 7 条</u> (略)	(上下作業の禁止) <u>第 2 4 0 条</u> (略)
(作業中の打合せのための接近) <u>第 2 6 8 条</u> (略)	(作業中の打合せのための接近) <u>第 2 4 1 条</u> (略)

変更後	変更前
(悪天候時の作業の禁止) <u>第 2 6 9 条</u> (略) 第 2 節 地ごしらえ作業 (地ごしらえ) <u>第 2 7 0 条</u> (略) 第 3 節 植付け作業 (植付け) <u>第 2 7 1 条</u> (略) 第 4 節 刈払機による下刈り作業 (就業の制限) <u>第 2 7 2 条</u> (略) (近接作業の禁止) <u>第 2 7 3 条</u> (略) 2 (略) (下刈り) <u>第 2 7 4 条</u> (略) 第 5 節 枝打ち等の高所作業	(悪天候時の作業の禁止) <u>第 2 4 2 条</u> (略) 第 2 節 地ごしらえ作業 (地ごしらえ) <u>第 2 4 3 条</u> (略) 第 3 節 植付け作業 (植付け) <u>第 2 4 4 条</u> (略) 第 4 節 刈払機による下刈り作業 (就業の制限) <u>第 2 4 5 条</u> (略) (近接作業の禁止) <u>第 2 4 6 条</u> (略) 2 (略) (下刈り) <u>第 2 4 7 条</u> (略) 第 5 節 枝打ち等の高所作業

変更後	変更前
(枝打ち等の高所作業) <u>第 2 7 5 条</u> (略) (1) (略) (2) 作業中は、<u>保護帽を着用し、2 m以上の高所での作業を行う場合には、胴ベルト（U字つり）を使用すること。斜面の立木での作業等、足元の高さが2メートル未満の場所でも、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。</u> (3) <u>枝の位置が3メートルを超え、木登りはしご等では対応できない高所での花粉症対策等に伴う枝打ち作業を行う場合には、保護帽を着用し、胴ベルト（U字つり）及び木登り用かんじきを使用すること。</u> <u>(4)～(5)</u> (略) 第 6 節 薬剤散布作業 (薬剤散布) <u>第 2 7 6 条</u> (略) 2 (略) 第 7 節 刈払機取扱い作業 第 1 款 通則 (チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の遵守) <u>第 2 7 7 条</u> (略)	(枝打ち等の高所作業) <u>第 2 4 8 条</u> (略) (1) (略) (2) 作業中は、<u>必要に応じて安全帯を使用すること。</u> (新設) <u>(3)～(4)</u> (略) 第 6 節 薬剤散布作業 (薬剤散布) <u>第 2 4 9 条</u> (略) 2 (略) 第 7 節 刈払機取扱い作業 第 1 款 通則 (チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の遵守) <u>第 2 5 0 条</u> (略)

変更後	変更前
(刈払機の選定基準) <u>第 2 7 8 条</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 刈払機は、<u>U字ハンドルの機種で、緊急離脱装置及び飛散防護装置を備えたものを使用させるとともに、刈刃が体に接触しないよう、肩バンド、腰バンド、股バンド等を使用させる措置を講じること。</u> (6)～(9) (略) (目立て機器の備付け) <u>第 2 7 9 条</u> (略) (目立て) <u>第 2 8 0 条</u> (略) (予備の丸のこ刃の携行) <u>第 2 8 1 条</u> (略) (保護具等の備え付け) <u>第 2 8 2 条</u> (略) (振動工具管理責任者の選任) <u>第 2 8 3 条</u> (略) (点検整備) <u>第 2 8 4 条</u> (略)	(刈払機の選定基準) <u>第 2 5 1 条</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 刈払機は、<u>緊急離脱装置、飛散防護装置及び腰バンドを備えたものを使用するとともに、その装着に努めること。この場合において、刈払機の選定に当たっては、3点支持の肩掛バンドを選択するよう努めること。</u> (6)～(9) (略) (目立て機器の備付け) <u>第 2 5 3 条</u> (略) (目立て) <u>第 2 5 4 条</u> (略) (予備の丸のこ刃の携行) <u>第 2 5 5 条</u> (略) (保護具等の備え付け) <u>第 2 5 6 条</u> (略) (振動工具管理責任者の選任) <u>第 2 5 7 条</u> (略) (点検整備) <u>第 2 5 8 条</u> (略)

変更後	変更前
2 (略) 第2款 刈払機作業 (操作時間) 第285条 会員は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、刈払機の操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、電動式の刈払機を使用する場合は、<u>この限りでない</u>。 (1)～(3) (略) (刈払機の手扱い) 第286条 (略) (刈払機の持ち運び等) 第287条 (略)	2 (略) 第2款 刈払機作業 (操作時間) 第259条 会員は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、刈払機の操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、電動式の刈払機を使用する場合は、<u>この限りではない</u>。 (1)～(3) (略) (刈払機の手扱い) 第260条 (略) (刈払機の持ち運び等) 第261条 (略)

林業・木材製造業労働災害防止規程新旧対照表（第三編）

変更後	変更前
第3編 木材製造業 第1章 通則 第1節 工作機械による危険の防止 第1款 服装 （作業帽等の着用） <u>第288条</u>（略） (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(5)（略） （整理整頓） <u>第289条</u>（略） 第2款 作業環境の整備 （騒音の低減） <u>第290条</u>（略） (1) 強烈な騒音を発する場所であることを示す標識等を設置すること。 (2)～(3)（略） 2（略） （照明） <u>第291条</u>（略）	第3編 木材製造業 第1章 通則 第1節 工作機械による危険の防止 第1款 服装 （作業帽等の着用） <u>第262条</u>（略） (1) 袖締まり、裾絞まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(5)（略） （整理整頓） <u>第263条</u>（略） 第2款 作業環境の整備 （騒音の低減） <u>第264条</u>（略） (1) 強烈な騒音を発する場所であることを示す標識等を設置すること。 (2)～(3)（略） 2（略） （照明） <u>第265条</u>（略）

変更後	変更前
(通風と換気) <u>第 2 9 2 条</u> (集じん装置の設置) <u>第 2 9 3 条</u> (略) (休憩設備) <u>第 2 9 4 条</u> (略) 2 (略) 第 3 款 通路と足場等による危険の防止措置 (作業場の通路) <u>第 2 9 5 条</u> 会員は、<u>木材製造・加工等作業</u>を行う場合には、通路について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1)～(7) (略) (作業床等) <u>第 2 9 6 条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) <u>作業床、転落等を防止するための設備及び昇降のための設備</u>の損傷は、直ちに補修すること。 第 4 款 危険物等の管理と火災による危険の防止措置 (火災の防止) <u>第 2 9 7 条</u> (略) (消火設備等)	(通風と換気) <u>第 2 6 6 条</u> (略) (集じん装置の設置) <u>第 2 6 7 条</u> (略) (休憩設備) <u>第 2 6 8 条</u> (略) 2 (略) 第 3 款 通路と足場等による危険の防止措置 (作業場の通路) <u>第 2 6 9 条</u> 会員は、<u>木材製造等作業</u>を行う場合には通路について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1)～(7) (略) (作業床等) <u>第 2 7 0 条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) <u>作業床及び昇降設備</u>の損傷は、直ちに補修すること。 第 4 款 危険物等の管理と火災による危険の防止措置 (火災の防止) <u>第 2 7 1 条</u> (略) (消火設備等)

変更後	変更前
第298条 (略) 2 (略) (有機溶剤・化学物質の危険性・有害性等の確認) 第299条 会員は、安全データシート（SDS）等により、作業場所を使用する有機溶剤等又は特定化学物質の危険性又は有害性等を確認して、作業者に周知しなければならない。 (作業管理) 第300条 (略) (有機溶剤等の表示等) 第301条 会員は、屋内作業場において有機溶剤業務に<u>作業者を従事させるときは、見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。</u> (1) <u>有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状</u> (2)～(3) (略) (4) <u>有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具</u> 2 会員は、有機溶剤業務に従事させるときは、使用する有機溶剤等の<u>区分を、区分に応じ次の各号に定める色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</u> (1)～(3) (略) (特定化学物質の表示等) 第302条 (略) (1) (略) (2) 特別管理物質により生ずる<u>おそれのある疾病の種類及びその症状</u> (3) (略) (4) <u>有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき</u>	第272条 (略) 2 (略) (有機溶剤・化学物質の危険有害性等の確認) 第273条 会員は、安全データシート（SDS）等により、作業場所を使用する有機溶剤等又は特定化学物質の危険有害性等を確認して、作業者に周知しなければならない。 (作業管理) 第274条 (略) (有機溶剤等の表示等) 第275条 会員は、屋内作業場において、有機溶剤業務に従事させるときは、作業者に<u>見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。</u> (1) <u>有機溶剤の人体に及ぼす作用</u> (2)～(3) (略) (新設) 2 会員は、有機溶剤業務に従事させるときは、使用する有機溶剤等の<u>区分に応じ次の各号に定める色を作業者に見やすい場所に表示しなければならない。</u> (1)～(3) (略) (特定化学物質の表示等) 第276条 (略) (1) (略) (2) 特別管理物質の<u>人体に及ぼす作用</u> (3) (略) (4) <u>使用する保護具</u>

変更後	変更前
保護具等 2 会員は、特別管理物質を取り扱う作業場において常時作業に従事する作業者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、30年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (有機溶剤等の貯蔵) 第303条 会員は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 (1) 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備 (2) (略) (容器の管理) 第304条 (略)	2 会員は、特別管理物質を取り扱う作業場において常時作業に業者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、30年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (有機溶剤等の貯蔵) 第277条 会員は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓ををした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 (1) 関係作業員以外の作業員がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備 (2) (略) (容器の管理) 第278条 (略)
第5款 転落・墜落等による危険の防止措置 (作業床の設置等) 第305条 (略) 2 (略) (要求性能墜落制止用器具の使用) 第306条 会員は、前条の規定により作業床を設けることが困難なとき若しくは囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならない。 2 会員は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合にお	第5款 転落・墜落等による危険の防止措置 (作業床の設置等) 第279条 (略) 2 (略) (安全帯の使用) 第280条 会員は、前条の規定により作業床を設けることが困難なとき若しくは囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならない。 2 会員は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合にお

変更後	変更前
いて、作業者に<u>要求性能墜落制止用器具等</u>を使用させるときは、<u>要求性能墜落制止用器具等</u>を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 第6款 電気による感電等の危険の防止措置 (電気機械器具) <u>第307条</u> (略) (漏電による感電の防止) <u>第308条</u> 会員は、電動機を有する機械又は器具で、<u>対地電圧が150ボルトを超える移動式若しくは可搬式のもの又は鉄板上等導電性の高い場所</u>で使用する移動式若しくは可搬式の<u>ものについては</u>、感電防止用の漏電しゃ断装置を接続しなければならない。 (配線及び移動電線での感電の防止) <u>第309条</u> (略) (停電作業における感電の防止) <u>第310条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 高压又は特別高压の電路の場合は、検電器具により停電を確認し、<u>短絡設置器具を用いて</u>確実に短絡接地すること。 2 (略) (低压活線作業及び低压活線近接作業による感電の防止) <u>第311条</u> (略) 2 (略) (電気設備に係る安全管理体制と点検)	いて、作業者に<u>安全帯等</u>を使用させるときは、<u>安全帯等</u>を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 第6款 電気による感電等の危険の防止措置 (電気機械器具) <u>第281条</u> (略) (漏電による感電の防止) <u>第282条</u> 会員は、電動機を有する機械器具<u>(対地電圧150ボルト以上、可搬式のものに限る)</u>を鉄板の上など伝導性の高い場所を使用するときは、感電防止用の漏電しゃ断装置を接続しなければならない。 (配線及び移動電線での感電の防止) <u>第283条</u> (略) (停電作業における感電の防止) <u>第284条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 高压又は特別高压の電路の場合は、検電器具により停電を確認し、確実に短絡接地すること。 2 (略) (低压活線作業及び低压活線近接作業による感電の防止) <u>第285条</u> (略) 2 (略) (電気設備に係る安全管理体制と点検)

変更後

第312条 (略)

2 会員は、次の表の左欄に掲げる感電防止用漏電しゃ断装置 (第308条)、検電器具 (第310条)、短絡接地器具 (第310条)、絶縁用保護具 (第311条)、活線作業用器具 (第311条) 及び 絶縁用防具 (第311条) を使用するときは、使用開始前に当該電気機械器具等の種別に応じ、次の表の右欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修又は取り替えなければならない。

<u>電気機械器具等の種別</u>	<u>点検事項</u>
<u>第308条の感電防止用漏電しゃ断装置</u>	<u>作動状態</u>
<u>第310条第1項第3号の検電装置</u>	<u>検電性能</u>
<u>第310条第1項第3号の短絡設地装置</u>	<u>取付金具及び設置導線の損傷の有無</u>
<u>第311条の絶縁用保護具、活線作業用器具及び絶縁用防具</u>	<u>ひび、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態</u>

第7款 研削といしによる危険の防止措置

(研削といしの覆い)

第313条 (略)

(研削といしの試運転)

第314条 (略)

(研削といしの最高使用周速度を超える使用の禁止)

第315条 (略)

変更前

第286条 (略)

2 会員は、感電防止用漏電しゃ断装置 (第282条)、配線及び移動電線 (第283条)、検電器具 (第284条)、短絡接地器具 (第284条)、絶縁用保護具 (第285条) 及び 絶縁用防具 (第285条) を使用するときは、使用開始前に点検し、異常を認めたときは、直ちに補修又は取り替えなければならない。

第7款 研削といしによる危険の防止措置

(研削といしの覆い)

第287条 (略)

(研削といしの試運転)

第288条 (略)

(研削といしの最高使用周速度を超える使用の禁止)

第289条 (略)

変更後	変更前
(研削といしの側面使用の禁止) 第 3 1 6 条 (略) 第 8 款 木材加工用機械による危険の防止措置 (回転軸等による危険の防止) 第 3 1 7 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (運転開始の合図) 第 3 1 8 条 (略) (加工物等の飛来による危険の防止) 第 3 1 9 条 会員は、加工物等が切断し、又は欠損して飛来することにより作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、加工物等を飛散させる切削加工機械に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが困難な場合において、作業者に保護具を使用させたときは、<u>この限りでない</u>。 (切削屑の飛来等による危険の防止) 第 3 2 0 条 (略) (のこ屑、端材等の除去) 第 3 2 1 条 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第 3 2 2 条 会員は、木材加工用機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査</u>、<u>修理又は調整</u>の作業を行う場合において、作業	(研削といしの側面使用の禁止) 第 2 9 0 条 (略) 第 8 款 木材加工用機械による危険の防止措置 (回転軸等による危険の防止) 第 2 9 1 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (運転開始の合図) 第 2 9 2 条 (略) (加工物等の飛来による危険の防止) 第 2 9 3 条 会員は、加工物等が切断し、又は欠損して飛来することにより作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、加工物等を飛散させる切削加工機械の運転に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが困難な場合において、作業者に保護具を使用させたときは、<u>この限りではない</u>。 (切削屑の飛来等による危険の防止) 第 2 9 4 条 (略) (のこ屑、端材等の除去) 第 2 9 5 条 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第 2 9 6 条 会員は、木材加工用機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査又は修理</u>の作業を行う場合において、作業者に危

変更後	変更前
者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、<u>当該機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。</u> 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。</u> (刃部の掃除等の場合の運転停止等) 第323条 会員は、木材加工用機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の構造上、作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない。</u> 2 会員は、前項の規定により<u>同項の機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。</u> 3 会員は、運転中の<u>第1項の機械の刃部</u>において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。 (点検整備) 第324条 会員は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、<u>当該機械及び装置の点検、調整、修理等について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</u> (1) 安全装置、<u>機械及び装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無について、作業前に点検すること。</u>	険を及ぼすおそれのあるときは、<u>切削加工機械の運転を停止しなければならない。ただし、木材加工用機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。</u> 2 会員は、前項の規定により、<u>木材加工用機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。</u> (刃部のそうじ等の場合の運転停止等) 第297条 会員は、木材加工用機械の刃部の<u>そうじ</u>、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の構造上、作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りではない。</u> 2 会員は、前項の規定により<u>切削加工機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。</u> 3 会員は、運転中の<u>木材加工用機械の刃部</u>において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。 (点検整備) 第298条 会員は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、<u>機械、装置の点検、調整、修理等について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</u> (1) 安全装置<u>及び機械、装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無について、作業前に点検すること。</u>

変更後	変更前
(2) 安全装置、機械及び装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無並びに機械<u>及び</u>装置の精度について定期的に点検すること。 (3) <u>前二号</u>の点検により、異常を認めたときは、直ちに修理すること。 (4) 機械<u>及び</u>装置の点検、調整、修理等を行うときは、手元スイッチ及び元スイッチを切り、点検中等の表示を行い、不意に機械<u>及び</u>装置が起動しない措置をとること。	(2) 安全装置<u>及び</u>機械、装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無並びに機械、装置の精度について定期的に点検すること。 (3) <u>前各号</u>の点検により、異常を認めたときは、直ちに修理すること。 (4) 機械、装置の点検、調整、修理等を行うときは、手元スイッチ及び元スイッチを切り、点検中等の表示を行い、不意に機械、装置が起動しない措置をとること。
第 9 款 木材剥皮機械による危険の防止措置 (逸走等の防止) 第 3 2 5 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーについて、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置（以下「<u>逸走等防止装置</u>」という。）を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない</u>。 (非常停止装置の設置) 第 3 2 6 条 会員は、木材剥皮機械及び附属するコンベヤーへの巻き込まれ等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、非常の場合に直ちに木材剥皮機械<u>及び</u>コンベヤーの運転を停止することができる<u>非常停止装置</u>を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第 3 2 7 条 (略) (点検等) 第 3 2 8 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーを用い	第 9 款 木材剥皮機械による危険の防止措置 (逸走等の防止) 第 2 9 9 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーについて、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び<u>逆送</u>を防止するための装置（<u>逸走等防止装置</u>）を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りではない</u>。 (非常停止装置の設置) 第 3 0 0 条 会員は、木材剥皮機械及び附属するコンベヤーに巻き込まれ等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、非常の場合に直ちに木材剥皮機械<u>並びに</u>コンベヤーの運転を停止することができる「<u>非常停止装置</u>」を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第 3 0 1 条 (略) (点検等) 第 3 0 2 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーを用い

変更後	変更前
て作業を行うときは、<u>その日</u>の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第10款 圧縮成型機等による危険の防止措置 (動力プレスの定期自主検査) 第329条 会員は、動力プレスについては、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない動力プレスの当該使用しない期間においては、<u>この限りでない</u>。 (1) クランクシャフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無 (2)～(8) (略) (9) スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無 2 会員は、前項<u>ただし書</u>の動力プレスについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。 3 (略) (動力により駆動されるシャーの定期自主検査) 第330条 会員は、動力により駆動されるシャーについては、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないシャーの当該使用しない期間においては、<u>この限りでない</u>。 (1)～(5) (略) 2 会員は、前項<u>ただし書</u>のシャーについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。	て作業を行うときは、<u>その日に</u>作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第10款 圧縮成型機等による危険の防止措置 (動力プレスの定期自主検査) 第303条 会員は、動力プレスについては、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない動力プレスの当該使用しない期間においては、<u>この限りではない</u>。 (2) クランクシャフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無 (2)～(8) (略) (10) スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無 2 会員は、前項<u>ただし書き</u>の動力プレスについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。 3 (略) (動力により駆動されるシャーの定期自主検査) 第304条 会員は、動力により駆動されるシャーについては、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないシャーの当該使用しない期間においては、<u>この限りではない</u>。 (1)～(5) (略) 2 会員は、前項<u>ただし書き</u>のシャーについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

変更後	変更前
3 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名<u>及び</u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。 (補修等) 第331条 会員は、<u>第329条</u>又は前条の定期自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じなければならない。 第11款 接着・接合機械による危険の防止措置 (設備の改造等の作業) 第332条 (略) (1)～(2) (略) <u>(3) 特定化学物質が流入することのない開口部を全て開放すること。</u> (4) (略) <u>(5) 非常の場合に、作業を行う設備の内部の作業者を退避させるための器具その他の設備を整えること。</u> <u>(6) 作業者に不浸透性の保護衣、保護手袋等の必要な保護具を使用させること。</u> 第12款 乾燥設備による危険の防止措置 (危険物乾燥設備を有する建築物) 第333条 会員は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。）を設ける部分の建築物については、平屋としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の<u>直上</u>に階を有しないもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物である場合は、<u>この限りでない</u>。	3 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名、<u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。</u> (補修等) 第305条 会員は、<u>第303条</u>又は前条の定期自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じなければならない。 第11款 接着・接合機械による危険の防止措置 (設備の改造等の作業) 第306条 (略) (1)～(2) (略) (新設) (3) (略) (新設) (新設) 第12款 乾燥設備による危険の防止措置 (危険物乾燥設備を有する建築物) 第307条 会員は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。）を設ける部分の建築物については、平屋としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の<u>真上</u>に階を有しないもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物である場合は、<u>この限りではない</u>。

変更後	変更前
(乾燥設備の構造等) 第334条 会員は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。ただし、爆発や火災が起こらないものを乾燥させる場合は、<u>この限りでない</u>。 (1) (略) (2) 乾燥設備の内面、<u>内部のたな</u>、<u>枠等</u>は、不燃性の材料で造ること。 (3) 危険物乾燥設備は、<u>その側部及び底部</u>を堅固なものとする。 (4) (略) (5) 危険物乾燥設備は、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は<u>粉じん</u>で爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出することができる構造のものとする。 (6)～(11) (略) (乾燥設備の附属電気設備) 第335条 (略) 2 会員は、危険物乾燥設備の内部には、電気火花を発することにより、危険物の点火源となるおそれのある電気機械器具又は配線を設けてはならない。 (定期自主検査) 第336条 会員は、乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに一回、定期に次の事項について自主検査をしなければならない。ただし、1年以上使用しない乾燥設備や附属設備については、<u>この限りでない</u>。 (1) 内面及び外面<u>並びに内部のたな、枠等</u>の損傷、変形、腐食等の有無 (2) 乾燥に伴って生ずる<u>ガス、蒸気又は粉じん</u>で爆発又は火災の危険があるものを排出する設備の異常の有無	(乾燥設備の構造等) 第308条 会員は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。ただし、爆発や火災が起こらないものを乾燥させる場合は、<u>この限りではない</u>。 (1) (略) (2) 乾燥設備の内面、<u>内部の棚</u>、<u>枠等</u>は、不燃性の材料で造ること。 (3) 危険物乾燥設備は、<u>側部と底部</u>を堅固なものとする。 (4) (略) (5) 危険物乾燥設備は、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は<u>粉塵</u>で爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出することができる構造のものとする。 (6)～(11) (略) (乾燥設備の附属電気設備) 第309条 (略) 2 会員は、乾燥設備の内部には、<u>電気火花</u>を発することにより、危険物の点火源となるおそれのある電気機械器具又は配線を設けてはならない。 (定期自主検査) 第310条 会員は、乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに一回、定期に次の事項について自主検査をしなければならない。ただし、1年以上使用しない乾燥設備や附属設備については、<u>この限りではない</u>。 (1) 内面<u>及び</u>外面、内部のたな、<u>枠</u>の損傷、変形、腐食等の有無 (2) 乾燥に伴って生ずる危険があるものを排出する設備の異常の有無

変更後	変更前
(3)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名<u>及び</u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。 (補修等) <u>第337条</u> (略) 第2節 作業主任者 第1款 木材加工用機械作業主任者 (木材加工用機械作業主任者等の選任) <u>第338条</u> (略) 2 (略) 3 (略) (木材加工用機械作業主任者の職務) <u>第339条</u> (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。</u> 第2款 プレス機械作業主任者 (プレス機械作業主任者の選任) <u>第340条</u> (略) 2 <u>会員は</u>、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。	(3)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名、<u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。</u> (補修等) <u>第311条</u> (略) 第2節 作業主任者 第1款 木材加工用機械作業主任者 (木材加工用機械作業主任者等の選任) <u>第312条</u> (略) 2 (略) 3 (略) (木材加工用機械作業主任者の職務) <u>第313条</u> (略) (1)～(3) (略) (新設) 第2款 プレス機械作業主任者 (プレス機械作業主任者の選任) <u>第314条</u> (略) 2 <u>会員は</u>作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。

変更後	変更前
(プレス機械作業主任者の職務) 第341条 (略) (1)～(2) (略) (3) プレス機械及びその安全装置に切替え<u>キースイッチ</u>を設けたときは、当該キーを保管すること。 (4) (略) 第3款 乾燥設備作業主任者 (乾燥設備作業主任者の選任等) 第342条 (略) 2 (略) (乾燥設備作業主任者の職務) 第343条 (略) (1) 乾燥設備をはじめて使用するとき又は乾燥方法<u>若しくは</u>乾燥物の種類を変えたときは、作業者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。 (2)～(3) (略) (4) 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、<u>その場所に</u>可燃性の物を置かないこと。 第4款 はい作業主任者 (はい作業主任者の選任等) 第344条 会員は、高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩し作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)を行う場合には、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その指揮の下に行わせな	(プレス機械作業主任者の職務) 第315条 (略) (1)～(2) (略) (3) プレス機械及びその安全装置に切替え<u>キースイッチ</u>設けたときは、当該キーを保管すること。 (4) (略) 第3款 乾燥設備作業主任者 (乾燥設備作業主任者の選任等) 第316条 (略) 2 (略) (乾燥設備作業主任者の職務) 第317条 (略) (1) 乾燥設備をはじめて使用するとき又は乾燥方法<u>や</u>乾燥物の種類を変えたときは、作業者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。 (2)～(3) (略) (4) 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、可燃性の物を置かないこと。 第4款 はい作業主任者 (はい作業主任者の選任等) 第318条 会員は、高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははい崩し作業を行う場合には、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その指揮の下に行わせなければならない。

変更後	変更前
ればならない。 2 (略) (はい作業主任者の職務) <u>第345条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) はいくずしの作業を行うときには、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に<u>当該作業の着手</u>を指示すること。 (5) <u>第465条の昇降設備及び保護帽の使用状況を監視すること。</u> 第5款 有機溶剤作業主任者 (作業主任者の選任等) <u>第346条</u> 会員は、接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務又は接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務並びに有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（有機則第2条第1項又は第3条第1項の業務を除く。）を行う作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。 2 <u>会員は</u>、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 (有機溶剤作業主任者の職務) <u>第347条</u> (略) 第6款 特定化学物質作業主任者 (特定化学物質作業主任者の選任)	2 (略) (はい作業主任者の職務) <u>第319条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) はいくずしの作業を行う<u>ときときには</u>、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に<u>作業に着手</u>を指示すること。 (5) <u>はいの昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。</u> 第5款 有機溶剤作業主任者 (作業主任者の選任等) <u>第320条</u> 会員は、接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務又は接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務並びに有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（有機則第2条又は第3条の適用除外規定の適用を受ける業務を除く）を行う作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。 2 <u>会員は</u>作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 (有機溶剤作業主任者の職務) <u>第321条</u> (略) 第6款 特定化学物質作業主任者 (特定化学物質作業主任者の選任)

変更後	変更前
第348条（略） 2 <u>会員は</u>、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 （特定化学物質作業主任者の職務） 第349条（略） 第2章 木材加工用機械作業 第1節 切削加工機械作業 第1款 切削加工機械作業による危険の防止 （原動機、回転軸等による危険の防止） 第350条（略） 2 （略） （運転開始の合図） 第351条（略） 2 （略） （掃除等の場合の運転停止等） 第352条 会員は、切削加工機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査、修理又は調整</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>当該機械</u>の運転を停止しなければならない。 ただし、<u>当該機械</u>の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りでない</u>。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械</u>の運転を停止したと	第322条（略） 2 <u>会員は</u>作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 （特定化学物質作業主任者の職務） 第323条（略） 第2章 木材加工用機械作業 第1節 切削加工機械作業 第1款 切削加工機械作業による危険の防止 （原動機、回転軸等による危険の防止） 第324条（略） 2 （略） （運転開始の合図） 第325条（略） 2 （略） （掃除等の場合の運転停止等） 第326条 会員は、切削加工機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査又は修理</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>切削加工機械</u>の運転を停止しなければならない。 ただし、<u>切削加工機械</u>の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りではない</u>。 2 会員は、前項の規定により、<u>切削加工機械</u>の運転を停止した

変更後	変更前
きは、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じなければならない。 (刃部の掃除等の場合の運転停止等) 第353条 会員は、切削加工機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の構造上、作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 2 会員は、前項の規定により同項の機械の運転を停止したときは、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の第1項の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。 4 (略) (治具、工具等の使用) 第354条 (略) 2 作業員は、治具、工具等の安全用具の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。 (安全装置の機能保持) 第355条 会員は、切削加工機械作業を行う場合には、<u>安衛則等の規定に基づき機械及び装置が備えている安全装置を取り外したり、その機能を失わせたりしてはならない。</u>	ときは、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じなければならない。 (刃部の<u>そうじ</u>等の場合の運転停止等) 第327条 会員は、切削加工機械の刃部の<u>そうじ</u>、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の構造上、作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りではない。</u> 2 会員は、前項の規定により切削加工機械の運転を停止したときは、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の切削加工機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。 4 (略) (治具、工具等の使用) 第328条 (略) 2 作業員は、治具<u>又は</u>工具の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。 (安全装置の機能保持) 第329条 会員は、切削加工機械作業を行う場合には、<u>作業員に、安衛則で定められた安全装置のほか、機械及び装置が機能上備えている安全装置を取りはずしたり、その機能を失わせたりして作業を行わせてはならない。</u>

変更後	変更前
第2款 丸のこ盤とその作業 (回転部分の覆い) <u>第356条</u> (略) (丸のこ盤の歯の接触予防装置) <u>第357条</u> 会員は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設け、<u>当該装置を使用しなければならない。</u>ただし、当該装置の使用が困難な作業を行う場合は、作業の安全が確保できる治具、送り装置等を使用したときは、この限りでない。 (丸のこ盤の反ばつ予防装置) <u>第358条</u> (略) 2 会員は、縦挽き専用の丸のこ盤を使用して作業を行う場合であって、<u>当該丸のこ盤に割刃を備えることが困難なときは</u>、加工材や端材の反ばつを防止するための加圧ローラー等による加圧装置及び反ばつ防止つめ等による反ばつ防止装置を備えたものを使用しなければならない。 3 会員は、割刃を有しない縦挽き用の丸のこ盤であって、送材装置を有するものを使用して作業を行う場合は、反ばつ防止つめ、反ばつ防止ロール等の反ばつ予防装置を<u>備えたものを使用しなければならない。</u> (丸のこ盤の操作装置等) <u>第359条</u> (略) (1) (略) (2) 丸のこ盤の送材装置については、<u>次の要件を備えたもの。</u> ア～エ (略) (3) 動力を遮断した場合に、丸のこ盤の惰力回転を5秒以内に停	第2款 丸のこ盤とその作業 (回転部分の覆い) <u>第330条</u> (略) (丸のこ盤の歯の接触予防装置) <u>第331条</u> 会員は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。ただし、歯の接触予防装置の使用が困難な作業については、作業の安全が確保できる治具、送り装置等を使用<u>しなければならない。</u> (丸のこ盤の反ばつ予防装置) <u>第332条</u> (略) 2 会員は、縦挽き専用の丸のこ盤で、<u>割刃を備えることが困難な丸のこ盤は</u>、加工材や端材の反ばつを防止するための加圧ローラー等による加圧装置及び反ばつ防止つめ等による反ばつ防止装置を備えたものを使用しなければならない。 3 会員は、割刃を有しない縦挽き用の丸のこ盤であって、送材装置を有するものは、反ばつ防止つめ、反ばつ防止ロール等の反ばつ予防装置を<u>有するものでなければならない。</u> (丸のこ盤の操作装置等) <u>第333条</u> (略) (1) (略) (2) 丸のこ盤の送材装置については、<u>次の要件にを備えたもの。</u> ア～エ (略) (3) 動力を遮断した場合に、丸のこ盤の惰力回転を5秒以内に停

変更後	変更前
止させることができるブレーキを備えていること。ただし、ブレーキモータを備えている丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤で、その本体に丸のこを内蔵している丸のこ盤及び接触による危険のおそれのない丸のこ盤については、<u>この限りでない</u>。 2 (略) 3 会員は、丸のこ盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項において「日常点検」という。</u>）。 (1)～(4) (略) (5) 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い等の<u>異常の有無</u> 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項及び第6項において「定期点検」という。</u>）。 (1)～(6) (略) 5 会員は、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、<u>調節及び修理</u>を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を<u>記録し、3年間保存するよう努めなければならない</u>。	止させることができるブレーキを備えていること。ただし、ブレーキモータを備えている丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤で、その本体に丸のこを内蔵している丸のこ盤及び接触による危険のおそれのない丸のこ盤は、<u>この限りではない</u>。 2 (略) 3 会員は、丸のこ盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>以下「日常点検」という。</u>）。 (1)～(4) (略) (5) 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い等の<u>以上の有無</u> 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>以下「定期点検」という。</u>）。 (1)～(6) (略) 5 会員は、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、<u>調節、修理</u>を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を<u>記録し3年間保存に努めなければならない</u>。
第3款 帯のこ盤とその作業 (帯のこ盤の歯及びのこ車の覆い等) 第360条 (略) (帯のこ盤の送りローラーの覆い等) 第361条 会員は、木材加工用帯のこ盤のスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーには、送り側を除いて、接触予防装置又は覆いを設けなければならない。ただし、作業者がスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーを	第3款 帯のこ盤とその作業 (帯のこ盤の歯及びのこ車の覆い等) 第334条 (略) (帯のこ盤の送りローラーの覆い等) 第335条 会員は、木材加工用帯のこ盤のスパイク付送りローラー又はのこ歯形送りローラーには、送り側を除いて、接触予防装置又は覆いを設けなければならない。ただし、作業者がスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーを停

変更後	変更前
停止することができる急停止装置が設けられているものについては、<u>この限りでない</u>。 (帯のこ盤の急停止装置等) 第362条 (略) (1) 送りローラーを有する帯のこ盤の、送りローラーの急停止装置は、<u>次の要件を備えたもの</u>。 ア～ウ (略) (2) 帯のこ盤の操作装置については、次の要件を備えたもの。 ア～イ (略) (3) 帯のこ盤のブレーキについては、次の要件を<u>備えたもの</u>。 ア～イ (略) 2 会員は、帯のこ盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うよう努めなければならない(第4項において「日常点検」という。) (1)～(3) (略) (4) 歯の接触予防装置、せり装置、<u>帯のこ緊張装置</u>の異常の有無 3 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない(第4項及び第5項において「定期点検」という。) (1)～(2) (略) (3) 帯のこ、ベルト等の回転部の覆い、のこ車及びピットの<u>覆い</u>、送りローラーの覆いの異常の有無と損傷の有無 (4) 歯の接触予防装置、せり装置、<u>帯のこ緊張装置</u>の異常の有無と損傷の有無 4 (略) 5 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存するよう努めなければならない。	止することができる急停止装置が設けられているものについては、<u>この限りではない</u>。 (帯のこ盤の急停止装置等) 第336条 (略) (1) 送りローラーを有する帯のこ盤の、送りローラーの急停止装置は、<u>次に定めるところによること</u>。 ア～ウ (略) (2) 帯のこ盤の操作装置については、次の要件を備えたものを<u>使用すること</u>。 ア～イ (略) (3) 帯のこ盤のブレーキについては、次の要件を<u>備えていること</u>。 ア～イ (略) 2 会員は、帯のこ盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に次の事項について日常点検を行うよう努めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 歯の接触予防装置、せり装置、<u>帯のこ緊装置</u>の異常の有無 3 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない(<u>以下</u>「定期点検」という。) (1)～(2) (略) (3) 帯のこ、ベルト等の回転部の覆い、のこ車及びピットの<u>覆い</u>送りローラーの覆いの異常の有無と損傷の有無 (4) 歯の接触予防装置、せり装置、<u>帯のこ緊装置</u>の異常の有無と損傷の有無 4 (略) 5 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存に努めなければならない。

変更後	変更前
第4款 自動送材車とその作業 (立入禁止) 第363条 (略) 2 (略) (自動送材車の回転部分の覆い) 第364条 会員は、自動送材車の歯車、プーリー、チェーン、ベルト等の回転部分に接触することにより、巻き込まれ等のおそれがある箇所には、接触を防止するための覆いを設けなければならない。 (自動送材車の使用) 第365条 (略) (自動送材車等) 第366条 (略) (1) 自動送材車の作業床については、次の要件を<u>備えたもの</u>。 ア～イ (略) (2) 軌道内に転落した木片等の障害物を排除するための排除装置を前端部及び後端部に<u>備えたもの</u>。 2 (略) 3 会員は、自動送材車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない(第5項において「日常点検」という。))。 (1)～(4) (略) 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない(第5項及び第6項「定期点検」という。))。 (1)～(5) (略) 5 <u>会員は</u>、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたとき	第4款 自動送材車とその作業 (立入禁止) 第337条 (略) 2 (略) (自動送材車の回転部分の覆い) 第338条 会員は、自動送材車の歯車、プーリー、チェーン、ベルト等の回転部分<u>で</u>接触することにより、巻き込まれ等のおそれがある箇所には、接触を防止するための覆いを設けなければならない。 (自動送材車の使用) 第339条 (略) (自動送材車等) 第340条 (略) (1) 自動送材車の作業床については、次の要件を<u>備えること</u>。 ア～イ (略) (2) 軌道内に転落した木片等の障害物を排除するための排除装置を前端部及び後端部に<u>備えられた送材車を使用すること</u>。 2 (略) 3 会員は、自動送材車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について日常点検を行うよう努めなければならない。 (1)～(4) (略) 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない(<u>以下</u>「定期点検」という。))。 (1)～(5) (略) 5 <u>会員は</u>日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、

変更後	変更前
は、調節、修理を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存するよう努めなければならない。 (掃除等の場合の運転停止等) 第367条 会員は、自動送材車式帯のこ盤の掃除、注油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止しなければならない。 2 会員は、前項の機械の点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切る等、帯のこ盤及び自動送材車が不意に起動しない措置を講じ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行わなければならない。	調節、修理を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存に努めなければならない。 (掃除等の場合の運転停止等) 第341条 会員は、自動送材車式帯のこ盤の掃除、注油、検査、修理の作業又は調整を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。 2 会員は、帯のこ盤及び自動送材車の点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切るなど、帯のこ盤及び自動送材車が不意に起動しない措置を講じ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行わなければならない。
第5款 手押しかんな盤とその作業 (手押しかんな盤の刃の接触予防装置) 第368条 (略) 2 (略) (手押しかんな盤の覆い) 第369条 (略) 2 (略) (手押しかんな盤の装置等) 第370条 (略) (1) (略) (2) (略) ア (略)	第5款 手押しかんな盤とその作業 (手押しかんな盤の刃の接触予防装置) 第342条 (略) 2 (略) (手押しかんな盤の覆い) 第343条 (略) 2 (略) (手押しかんな盤の装置等) 第344条 (略) (1) (略) (2) (略) ア (略)

変更後	変更前
イ 操作スイッチは、接触、振動等により不意に作動する<u>おそれがない</u>ものであること。 ウ（略） (3) 動力を遮断したときに回転するかな胴を停止させることのできるブレーキを備えているもの。ただし、ブレーキモーターを使用するものについては、<u>この限りでない</u>。 2 （略） (1) <u>前項第1号</u>の集じんダクトを接続するための集じん口を備えているものは、必ず集じん口にダクトを接続して使用すること。また、シュート、ガイド等により切削屑を排出するものを使用するときは、機械の運転を停止し、ブレーキを作動させ、かな胴が停止したことを確認した後で切削屑を排出すること。 (2) 運転を停止したときは、<u>必ず</u>ブレーキを作動させ、かな胴の回転が停止したことを確認すること。なお、長時間作業位置を離れるときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切ること。 (3) （略） 3 会員は、手押しかんな盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項において「日常点検」という。</u>）。 (1)～(4)（略） 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項及び第6項において「定期点検」という。</u>）。 (1)～(5)（略） 5 会員は、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、調節、修理を行い、安全を確認した後で<u>なければ、使用してはならない</u>。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存するよう<u>努めなければならない</u>。	イ 操作スイッチは、接触、振動等により不意に作動する<u>おそれにない</u>ものであること。 ウ（略） (3) 動力を遮断したときに回転するかな胴を停止させることのできるブレーキを備えているもの。ただし、ブレーキモーターを使用するものについては、<u>この限りではない</u>。 2 （略） (1) <u>前項1号</u>の集じんダクトを接続するための集じん口を備えているものは、必ず集じん口にダクトを接続して使用すること。また、シュート、ガイド等により切削屑を排出するものを使用するときは、機械の運転を停止し、ブレーキを作動させ、かな胴が停止したことを確認した後で切削屑を排出すること。 (2) 運転を停止したときは必ずブレーキを作動させ、かな胴の回転が停止したことを確認すること。なお、長時間作業位置を離れるときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切ること。 (3) （略） 3 会員は、手押しかんな盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない。 (1)～(4)（略） 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない。（<u>以下「定期点検」という。</u>） (1)～(5)（略） 5 会員は、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、調節、修理を行い、安全を確認した後で<u>なければ、</u>使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存に<u>努めなければならない</u>。

変更後	変更前
第6款 面取り盤とその作業 (面取り盤の刃の接触予防装置) 第371条 会員は、面取り盤（自動送り装置を有するものを除く。）に、刃の接触予防装置を設けなければならない。ただし、接触予防装置を設けることが作業の性質上困難な場合において、作業者に治具又は工具を使用させたときは、<u>この限りでない</u>。 2 (略) (面取り盤の覆い) 第372条 (略) 2 (略) (面取り盤の装置等) 第373条 (略)。 (1)～(2) (略) (3) 動力をしゃ断した場合に回転する主軸を停止させることのできるブレーキを備えているものを使用すること。ただし、ブレーキモーターを使用するものについては、<u>この限りでない</u>。 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 面取り盤の点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切る等、<u>面取り盤等</u>が不意に起動しない措置を講じ、かつ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行うこと。 3 会員は、面取り盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない<u>(第5項において「日常点検」という。)</u>。 (1)～(4) (略) 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行う	第6款 面取り盤とその作業 (面取り盤の刃の接触予防装置) 第345条 会員は、面取り盤（自動送り装置を有するものを除く。）に、刃の接触予防装置を設けなければならない。ただし、接触予防装置を設けることが作業の性質上困難な場合において、作業者に治具又は工具を使用させたときは<u>この限りではない</u>。 2 (略) (面取り盤の覆い) 第346条 (略) 2 (略) (面取り盤の装置等) 第347条 (略) (1)～(2) (略) (3) 動力をしゃ断した場合に回転する主軸を停止させることのできるブレーキを備えているものを使用すること。ただし、ブレーキモーターを使用するものについては、<u>この限りではない</u>。 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 面取り盤の点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切る等、<u>手押しかんな盤等</u>が不意に起動しない措置を講じ、かつ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行うこと。 3 会員は、面取り盤を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について日常点検を行うよう努めなければならない。 (1)～(4) (略) 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行う

変更後	変更前
よう努めなければならない（<u>第5項及び第6項</u>において「定期点検」という。）。 (1)～(4)（略） 5 （略） 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存するよう努めなければならない。	よう努めなければならない（<u>以下「定期点検」という。</u>）。 (1)～(4)（略） 5 （略） 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存に努めなければならない。
第7款 ルーターとその作業 （ルーターの使用） <u>第374条</u> （略） （ルーターの回転部の覆い） <u>第375条</u> （略） 2 （略） （ルーターの装置等） <u>第376条</u> （略） (1)～(3)（略） 2 （略） (1)～(4)（略） (5) ルーターの点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切る等、<u>ルーター</u>等が不意に起動しない措置を講じ、かつ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行うこと。 3 会員は、ルーターを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項</u>において「日常点検」という。）。 (1)～(4)（略） 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>第5項及び第6項</u>において「定期	第7款 ルーターとその作業 （ルーターの使用） <u>第348条</u> （略） （ルーターの回転部の覆い） <u>第349条</u> （略） 2 （略） （ルーターの装置等） <u>第350条</u> （略） (1)～(3)（略） 2 （略） (1)～(4)（略） (5) ルーターの点検、整備、修理等を行うときは、操作スイッチ及び電源スイッチを切る等、<u>手押しかんな盤</u>等が不意に起動しない措置を講じ、かつ、点検、整備、修理等の作業中である旨の表示を行ってから当該作業を行うこと。 3 会員は、ルーターを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について日常点検を行うよう努めなければならない。 (1)～(4)（略） 4 会員は、1年を超えない範囲で次の事項について点検を行うよう努めなければならない（<u>以下「定期点検」という。</u>）

変更後	変更前
点検」という。) (1)～(4) (略) 5 <u>会員は</u>、日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、調節、修理を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存するよう努めなければならない。	(1)～(4) (略) 5 <u>会員は</u>日常点検又は定期点検の結果、異常を認めたときは、調節、修理を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。 6 会員は、定期点検の記録及び整備の内容を記録し、3年間保存に努めなければならない。
第8款 リッパ及びギャングリッパとその作業 (リッパ及びギャングリッパの使用) 第377条 (略) (リッパの安全装置等) 第378条 (略) (1)～(2) (略) (3) リッパの工作物送入側に跳ね返し防止づめを備えたもの。 (4) のこ屑、切り屑等の落下によって、送材装置、加圧装置、反ぱつ防止づめ及び跳ね返し防止づめの機能が損なわれないように、集じんカバーを備えたもの。 (5) (略) (ギャングリッパの安全装置等) 第379条 (略) (1) (略) (2) ひき材中に工作物が浮き上がるのを防止する板押さえ装置を備えたもの。 (3) 送材装置としてキャタピラ装置又は送りロール装置を備えたもの。 (4) ギャングリッパの工作物送入側に反ぱつ防止づめ及び跳ね返	第8款 リッパ及びギャングリッパとその作業 (リッパ及びギャングリッパの使用) 第351条 (略) (リッパの安全装置等) 第352条 (略) (1)～(2) (略) (3) リッパの工作物送入側には、跳ね返し防止づめを備えたもの。 (4) <u>リッパには</u>、のこ屑、切り屑等の落下によって、送材装置、加圧装置、反ぱつ防止づめ及び跳ね返し防止づめの機能が損なわれないように、集じんカバーを備えたもの。 (5) (略) (ギャングリッパの安全装置等) 第353条 (略) (1) (略) (2) <u>ギャングリッパには</u>、ひき材中に工作物が浮き上がるのを防止する板押さえ装置を備えたもの。 (3) <u>ギャングリッパには</u>、送材装置としてキャタピラ装置又は送りロール装置を備えたもの。 (4) ギャングリッパの工作物送入側には、反ぱつ防止づめ及び跳

変更後	変更前
り防止づめを備えたもの。 (5)側方に飛び出す端材を捕らえる側方防護板を備えたもの。 (6)～(7) (略) 第2節 その他木材加工機械作業 第1款 木材剥皮機械とその作業 (木材剥皮機械作業時の立入禁止) 第380条 会員は、木材剥皮機械稼動中に、当該機械及び関連するコンベヤーの付近等の危険場所に作業者を立ち入らせてはならない。 2 会員は、開口部から木材剥皮機械稼働部分に転落又は接触することにより、作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、囲い、柵等を設けなければならない。 (原動機、回転軸等による危険の防止) 第381条 (略) (逸走等の防止) 第382条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーについて、逸走等防止装置を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない</u>。 (非常停止装置の設置) 第383条 会員は、木材剥皮機械作業者の身体の一部が巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに木	ね返し防止づめを備えたもの。 (5) <u>ギヤングリップ</u>には、側方に飛び出す端材を捕らえる側方防護板を備えたもの。 (6)～(7) (略) 第2節 その他木材加工機械作業 第1款 木材剥皮機械とその作業 (木材剥皮機械作業時の立入禁止) 第354条 会員は、木材剥皮機械稼動中に、当該機械及び関連するコンベヤー等の危険場所に作業者を立ち入らせてはならない。 2 会員は、開口部から木材剥皮機械可動部分に転落又は接触することにより、作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、囲い、柵等を設けなければならない。 (原動機、回転軸等による危険の防止) 第355条 (略) (逸走等の防止) 第356条 会員は木材剥皮機械に附属するコンベヤーについて、<u>停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆送を防止するための装置 (逸走等防止装置)</u>を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りではない</u>。 (非常停止装置の設置) 第357条 会員は、木材剥皮機械作業者が、<u>身体の一部を巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに</u>

変更後	変更前
材剥皮機械及びコンベヤーの運転を停止することができる<u>非常停止装置</u>を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第 3 8 4 条 (略) (運転開始の合図) 第 3 8 5 条 (略) 2 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第 3 8 6 条 会員は、木材剥皮機械設備（附属するコンベヤーを含む）の<u>掃除</u>、注油、検査、修理の作業又は調整を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>当該機械の運転を停止</u>しなければならない。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械の運転を停止</u>したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、<u>当該機械の起動装置</u>に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (点検等) 第 3 8 7 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーを用いて作業を行うときは、<u>その日の作業を開始する前に</u>、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第 2 款 木材チップ製造機械とその作業 (木材チップ製造機械作業時の立入禁止)	木材剥皮機械並びにコンベヤーの運転を停止することができる「<u>非常停止装置</u>」を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第 3 5 8 条 (略) (運転開始の合図) 第 3 5 9 条 (略) 2 (略) 作業者は、前項の合図に従わなければならない。 (そうじ等の場合の運転停止等) 第 3 6 0 条 会員は、木材剥皮機械設備（附属するコンベヤーを含む）の<u>そうじ</u>、注油、検査、修理の作業又は調整を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。 2 会員は、前項の規定により、機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、<u>当該起動装置</u>に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (点検等) 第 3 6 1 条 会員は、木材剥皮機械に附属するコンベヤーを用いて作業を行うときは、<u>その日に作業を開始する前に</u>、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第 2 款 木材チップ製造機械とその作業 (木材チップ製造機械作業時の立入禁止)

変更後	変更前
<u>第388条</u> (略) 2 (略) (原動機、回転軸等による危険の防止) <u>第389条</u> (略) (刃部の掃除等の場合の運転停止等) <u>第390条</u> 会員は、機械の刃部の<u>掃除</u>、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、<u>当該機械</u>の運転を停止しなければならない。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械</u>の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を起動することを防止するための措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の<u>第1項の機械</u>の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他適当な用具を使用させなければならない。 4 作業員は前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 5 (略) 6 会員は、当該作業に係る作業手順書を定め、安全衛生教育を実施し、関係作業員に周知<u>を徹底するよう努めなければならない</u>。 (逸走等の防止) <u>第391条</u> 会員は、木材チップ製造機械に附属するコンベヤーについて、<u>逸走等防止装置</u>を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない</u>。	<u>第362条</u> (略) 2 (略) (原動機、回転軸等による危険の防止) <u>第363条</u> (略) (刃部の<u>そうじ</u>等の場合の運転停止等) <u>第364条</u> 会員は、機械の刃部の<u>そうじ</u>、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。 2 会員は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を起動することを防止するための措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他適当な用具を使用させなければならない。 4 <u>会員は</u>、作業員は前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 5 (略) 6 会員は、当該作業に係る作業手順書を定め、安全衛生教育を実施し、関係作業員に周知・<u>徹底に努めなければならない</u> (逸走等の防止) <u>第365条</u> 会員は、木材チップ製造機械に附属するコンベヤーについて、<u>停電電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆送を防止するための装置 (逸走等防止装置)</u>を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、

変更後	変更前
(非常停止装置の設置) 第392条 会員は、木材チップ製造機械作業者が、身体の一部が巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに木材チップ製造機械及びコンベヤーの運転を停止することができる<u>非常停止装置</u>を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第393条 (略) (運転開始の合図) 第394条 (略) 2 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第395条 会員は、木材チップ製造機械（附属するコンベヤーを含む。）の<u>掃除</u>、注油、検査、修理の作業又は調整を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>当該機械の運転を停止</u>しなければならない。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械の運転を停止</u>したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (点検等) 第396条 会員は、<u>木材チップ製造機械</u>に附属するコンベヤーを用いて作業を行うときは、<u>その日の作業を開始する前に</u>、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略)	<u>この限りではない。</u> (非常停止装置の設置) 第366条 会員は、木材チップ製造機械作業者が、身体の一部を巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに木材チップ製造機械<u>並びに</u>コンベヤーの運転を停止することができる「<u>非常停止装置</u>」を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第367条 (略) (運転開始の合図) 第368条 (略) 2 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第369条 会員は、木材チップ製造機械（附属するコンベヤーを含む。）の<u>そうじ</u>、注油、検査、修理の作業又は調整を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。 2 会員は、前項の規定により、機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (点検等) 第370条 会員は、<u>木材剥皮機械</u>に附属するコンベヤーを用いて作業を行うときは、<u>その日に作業を開始する前に</u>、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略)

変更後	変更前
2 会員は、前項の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。 第3章 木製品製造作業 第1節 集成材製造作業 第1款 ひき板（ラミナ）の乾燥設備とその作業 （乾燥設備の構造等） 第397条 会員は、ひき板（ラミナ）の乾燥設備（以下本款において「乾燥設備」という。）を設ける建築物、乾燥設備の構造、附属する電気設備等については、<u>安衛則</u>に定める構造を守らなければならない。 （乾燥設備の使用） 第398条 （略） （乾燥設備作業主任者の選任） 第399条 （略） 2 （略） （乾燥設備作業主任者の職務） 第400条 （略） (1) 乾燥設備をはじめて使用する<u>とき</u>又は乾燥方法や乾燥物の種類を変えたときは、作業者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。 (2)～(4) （略） （操作者の選任） 第401条 （略）	2 会員は、<u>前条</u>の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。 第3章 木製品製造作業 第1節 集成材製造作業 第1款 ひき板（ラミナ）の乾燥設備とその作業 （乾燥設備の構造等） 第371条 会員は、ひき板（ラミナ）の乾燥設備（以下、本款において「乾燥設備」という。）を設ける建築物、乾燥設備の構造、附属する電気設備等については、<u>労働安全衛生規則</u>に定める構造を守らなければならない。 （乾燥設備の使用） 第372条 （略） （乾燥設備作業主任者の選任） 第373条 （略） 2 （略） （乾燥設備作業主任者の職務） 第374条 （略） (1) 乾燥設備をはじめて使用又は乾燥方法や乾燥物の種類を変えたときは、作業者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。 (2)～(4) （略） （操作者の選任） 第375条 （略）

変更後	変更前
(定期自主検査) 第402条 会員は、乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査（本款において「定期自主検査」という。）をしなければならない。ただし、1年以上使用しない当該乾燥設備や附属設備の当該使用しない期間については、この限りでない。 (1)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、<u>検査箇所</u>、検査の結果、検査を実施した者の氏名、検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。 (補修等) 第403条 会員は、定期自主検査の結果、乾燥設備や附属設備に異常があった場合、補修その他必要な措置を講じた後でなければ使用してはならない。 第2款 ひき板（ラミナ）接着・接合機械とその作業 (ひき板（ラミナ）接着・接合機械操作者の選任) 第404条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、接着のため有機溶剤又は特定化学物質を取り扱う業務を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(3) (略) (削除) (集成材製造に用いる薬剤注入機械の操作者の選任)	(定期自主検査) 第376条 会員は、乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査をしなければならない。ただし、1年以上使用しない当該乾燥設備や附属設備については、<u>この限りではない</u>。 (1)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、<u>検査力所</u>、検査の結果、検査を実施した者の氏名、検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。 (補修等) 第377条 会員は、<u>前条に基づく</u>定期自主検査の結果、<u>当該乾燥設備や附属設備に異常があった場合</u>、補修その他必要な措置を講じた後でなければ使用してはならない。 第2款 ひき板（ラミナ）接着・接合機械とその作業 (ひき板（ラミナ）接着・接合機械操作者の選任) 第378条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、接着のため有機溶剤又は特定化学物質の業務を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(3) (略) (4) タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。 (集成材製造に用いる薬剤注入機械の操作者の選任)

変更後	変更前
第405条（略） 2 会員は、屋内作業場等において、薬剤注入のため有機溶剤又は特定化学物質を取り扱う業務を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(3)（略） (削除) （作業管理） 第406条 会員は、集成材製造作業に使用する有機溶剤等又は特定化学物質については、危険性又は有害性の少ないものを選択し、作業条件に応じて適切な呼吸用保護具、保護手袋等を作業者に使用させなければならない。 （有機溶剤の危険有害性等の確認） 第407条 会員は、安全データシート（SDS）等により、集成材製造作業場所を使用する有機溶剤等又は特定化学物質の危険性、有害性等を確認してから、作業者にその旨を周知しなければならない。 （容器の管理） 第408条（略） （特殊健康診断） 第409条 会員は、有機溶剤又は特定化学物質を取り扱う業務に常時従事する集成材製造作業者に対し、第8条に定める有機溶剤又は特定化学物質に関する特殊健康診断を行わなければならない。 2（略）	第379条（略） 2 会員は、屋内作業場等において、薬剤注入のため有機溶剤又は特定化学物質の業務を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(3)（略） (4) タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。 （作業管理） 第380条 会員は、集成材製造作業に使用する有機溶剤等又は特定化学物質については、危険有害性の少ないものを選択し、作業条件に応じて適切な呼吸用保護具、保護手袋等を作業者に使用させなければならない。 （有機溶剤の危険有害性等の確認） 第381条 会員は、安全データシート（SDS）等により、集成材製造作業場所を使用する有機溶剤等又は特定化学物質の危険有害性等を確認してから、作業者にその旨を周知しなければならない。 （容器の管理） 第382条（略） （特殊健康診断） 第383条 会員は、有機溶剤業務又は特定化学物質業務に常時従事する集成材製造作業者に対し、<u>災防規程第8条</u>に定める有機溶剤又は特定化学物質に関する特殊健康診断を行わなければならない。 2（略）

変更後	変更前
第3款 積層プレスとその作業 (積層プレスによる危険の防止) 第410条 会員は、積層プレス（以下この款においてプレス機械に該当しないものに限る。）に作業者の身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。 2 (略) (積層プレス操作者の選任) 第411条 (略) 第2節 プレカット材製造作業 第1款 プレカット材加工機械とその作業 (特別教育の実施) 第412条 会員は、関係法令に基づき、産業用ロボット（木材加工用のものについては、「木材加工用ロボット」という。以下同じ。）を用いて業務を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第18条及び第19条に定める特別教育を修了した者でなければその業務に就かせてはならない。 (木材加工用ロボットの危険の防止) 第413条 会員は、木材加工用ロボットの可動範囲内において、当該木材加工用ロボットについて教示等の作業を行うときは、当該木材加工用ロボットの不意の作動による危険又は当該木材加工用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。 (1) 次の事項について<u>規程</u>を定め、これにより作業を行わせる	第3款 積層プレスとその作業 (積層プレスによる危険の防止) 第384条 会員は、積層プレス（<u>本条文</u>において、プレス機械に該当しないものに限る。）に作業者の身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。 2 (略) (積層プレス操作者の選任) 第385条 (略) 第2節 プレカット材製造作業 第1款 プレカット材加工機械とその作業 (特別教育の実施) 第386条 会員は、関係法令に基づき、産業用ロボット（木材加工用機械に限り「木材加工用ロボット」という。以下同じ。）<u>の</u>業務を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第18条及び第19条に定める特別教育を修了した者でなければその業務に就かせてはならない。 (木材加工用ロボットの危険の防止) 第387条 会員は、木材加工用ロボットの可動範囲内において、当該木材加工用ロボットについて教示、<u>清掃</u>等の作業を行うときは、当該木材加工用ロボットの不意の作動による危険又は当該木材加工用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。 (1) 次の事項について<u>規定</u>を定め、これにより作業を行わせる

変更後	変更前
こと。 ア 木材加工用ロボット操作の方法及び作業手順 イ 作業中の木材加工用ロボットアームの速度 ウ～エ（略） オ 異常時に木材加工用ロボットの運転を停止した<u>後の</u>再起動の方法 カ <u>その他</u>木材加工用ロボットの不意の作動による危険又は木材加工用ロボットの誤操作による危険を防止するための措置 (2)～(3)（略） （運転中の危険の防止） <u>第414条</u> 会員は、木材加工用ロボットを運転する場合（<u>教示等のために木材加工用ロボットを運転する場合を除く。</u>）において、当該木材加工用ロボットに接触することにより作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、柵又は囲いを設ける等、当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。 （検査等） <u>第415条</u> （略） （点検） <u>第416条</u> （略） 第2款 プレカット材製造ラインとその作業 （プレカット材自動送材装置稼働中の立入禁止） <u>第417条</u> （略） 2 （略）	こと。 ア 木材加工用ロボット操作の方法及び作業手順<u>の作成</u> イ 作業中の木材加工用ロボットアームの速度<u>を、危険のない速度とする</u> ウ～エ（略） オ 異常時に木材加工用ロボットの運転を停止した<u>後、</u>再起動の方法 カ 木材加工用ロボットの不意の作動による危険又は木材加工用ロボットの誤操作による危険を防止するための措置 (2)～(3)（略） （運転中の危険の防止） <u>第388条</u> 会員は、木材加工用ロボットを運転する場合において、当該木材加工用ロボットに接触することにより作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、柵又は囲いを設ける等、当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。 （検査等） <u>第389条</u> （略） （点検） <u>第390条</u> （略） 第2款 プレカット材製造ラインとその作業 （プレカット材自動送材装置稼働中の立入禁止） <u>第391条</u> （略） 2 （略）

変更後	変更前
(非常停止装置の設置) 第418条 会員は、プレカット材自動送材装置稼動中に、作業者の身体の一部が挟まれる、又は巻き込まれる危険等のおそれのあるときは、非常の場合に直ちに当該自動送材装置及び関連するコンベヤー等の運転を停止することができる<u>非常停止装置</u>を備えなければならない。 (エラー発生時における運転停止等) 第419条 (略) (エラー発生時における作業手順書の作成) 第420条 会員は、プレカット材自動送材装置等において、木材の乗せ直し等、エラー発生時における作業手順を明文化した作業手順書を定め、安全衛生教育を実施し、関係する作業者に周知<u>を徹底するよう努めなければならない</u>。	(非常停止装置の設置) 第392条 会員は、プレカット材自動送材装置稼動中に、作業者の身体の一部が挟まれ又は巻き込まれる危険等のおそれのあるときは、非常の場合に直ちに当該自動送材装置及び関連するコンベヤー等の運転を停止することができる「<u>非常停止装置</u>」を備えなければならない。 (エラー発生時における運転停止等) 第393条 (略) (エラー発生時における作業手順書の作成) 第394条 会員は、プレカット材自動送材装置等において、木材の乗せ直し等、エラー発生時における作業手順を明文化した作業手順書を定め、安全衛生教育を実施し、関係する作業者に周知、<u>徹底に努めなければならない</u>。
第3節 合板製造作業 第1款 通則 (掃除等の場合の運転停止等) 第421条 会員は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査、修理又は調整</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りでない</u>。 2 (略) (刃部の掃除等の場合の運転停止等) 第422条 会員は、機械の刃部の<u>掃除、検査、修理、取替え又</u>	第3節 合板製造作業 第1款 通則 (掃除等の場合の運転停止等) 第395条 会員は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、<u>検査又は修理</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りではない</u>。 2 (略) (刃部の<u>そうじ</u>等の場合の運転停止等) 第396条 会員は、機械の刃部の<u>そうじ、検査、修理、取替え</u>

変更後	変更前
は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上、作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りでない</u>。 2 (略) 3 (略) 4 (略) (運転開始の合図) <u>第423条</u> (略) 第2款 ベニヤレースとその作業 (刃の交換等の運転停止) <u>第424条</u> (略) (回転部の覆い) <u>第425条</u> (略) (ベニヤレースの装置) <u>第426条</u> (略) (1) 原木搬入装置については、<u>次の要件を備えたもの</u>。 ア～イ (略) (2)～(7) (略) (8) 刃口の清掃<u>及び</u>びけ (罫) 引きナイフの調節を行うための作業床が設けられていること。 (9) (略) 第3款 単板乾燥設備とその作業 (単板乾燥設備の構造等) <u>第427条</u> 会員は、単板乾燥設備を設ける建築物、乾燥設備の	又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上、作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、<u>この限りではない</u>。 2 (略) 3 (略) 4 (略) (運転開始の合図) <u>第397条</u> (略) 第2款 ベニヤレースとその作業 (刃の交換等の運転停止) <u>第398条</u> (略) (回転部の覆い) <u>第399条</u> (略) (ベニヤレースの装置) <u>第400条</u> (略) (1) 原木搬入装置については、<u>次の要件を備えるもの</u> ア～イ (略) (2)～(7) (略) (8) 刃口の清掃<u>及び</u>びけ (罫) 引きナイフの調節を行うための作業床が設けられていること。 (9) (略) 第3款 単板乾燥設備とその作業 (単板乾燥設備の構造等) <u>第401条</u> 会員は、単板乾燥設備を設ける建築物、乾燥設備の

変更後	変更前
構造及び附属する電気設備等については、<u>安衛則</u>に定める構造を守らなければならない。 (単板乾燥設備の使用) <u>第428条</u> (略) (1) 液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、燃焼室その他点火する箇所を換気した後点火すること。 (2) 乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部を掃除し、換気すること。また、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉塵で爆発又は火災の危険があるものを<u>安全な場所</u>に排出すること。 (3) (略) (乾燥設備作業主任者の選任) <u>第429条</u> (略) (1) 単板乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上の<u>もの</u>。 (2) (略) (乾燥設備作業主任者の職務) <u>第430条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、<u>可燃性のもの</u>を置かないこと。 (操作者の選任) <u>第431条</u> (略) (定期自主検査) <u>第432条</u> 会員は、単板乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査<u>(次項に</u>	構造並びに附属する電気設備等については、<u>労働安全衛生規則</u>に定める構造を守らなければならない。 (単板乾燥設備の使用) <u>第402条</u> (略) (1) 液体燃焼又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、燃焼室その他点火する箇所を換気した後点火すること。 (2) 乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部を掃除し、換気すること。また、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉塵で爆発又は火災の危険があるものを<u>安全ば場所</u>に排出すること。 (3) (略) (乾燥設備作業主任者の選任) <u>第403条</u> (略) (1) 単板乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上の<u>もの</u> (2) (略) (乾燥設備作業主任者の職務) <u>第404条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、<u>可燃性の物</u>を置かないこと。 (操作者の選任) <u>第405条</u> (略) (定期自主検査) <u>第406条</u> 会員は、単板乾燥設備や附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査をしなけ

変更後	変更前
において「<u>定期自主検査</u>」という。)をしなければならない。 ただし、1年以上使用しない当該乾燥設備や附属設備については、<u>この限りでない</u>。 (1)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名及び検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない。 (補修等) 第433条 (略) 第4款 単板接着・接合機械とその作業 (単板接着・接合機械操作者の選任) 第434条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、接着のため有機溶剤又は特定化学物質を<u>取り扱う業務</u>を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(4) (略) (合板製造に用いる薬剤注入機械の操作者の選任) 第435条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、薬剤注入のため有機溶剤又は特定化学物質を<u>取り扱う業務</u>を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(4) (略) (作業管理)	なければならない。ただし、1年以上使用しない当該乾燥設備や附属設備については、<u>この限りではない</u>。 (1)～(6) (略) 2 会員は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名、<u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存しなければならない</u>。 (補修等) 第407条 (略) 第4款 単板接着・接合機械とその作業 (単板接着・接合機械操作者の選任) 第408条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、接着のため有機溶剤又は特定化学物質<u>の業務</u>を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(4) (略) (合板製造に用いる薬剤注入機械の操作者の選任) 第409条 (略) 2 会員は、屋内作業場等において、薬剤注入のため有機溶剤又は特定化学物質<u>の業務</u>を行うときは、有機溶剤作業主任者又は特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。 (1)～(4) (略) (作業管理)

変更後	変更前
<u>第436条</u> （略） （有機溶剤又は特定化学物質の危険有害性等の確認） <u>第437条</u> 会員は、安全データシート（SDS）等により、合板製造作業場所を使用する有機溶剤又は特定化学物質の危険性、有害性等を確認してから、作業者にその旨を周知しなければならない。 （容器の管理） <u>第438条</u> （略） （特殊健康診断） <u>第439条</u> 会員は、有機溶剤業務又は特定化学物質業務に常時従事する合板製造作業者に対し、第8条に定める有機溶剤又は特定化学物質に関する特殊健康診断を行わなければならない。 2 （略）	<u>第410条</u> （略） （有機溶剤又は特定化学物質の危険有害性等の確認） <u>第411条</u> 会員は、安全データシート（SDS）等により、合板製造作業場所を使用する有機溶剤又は特定化学物質の危険有害性等を確認してから、作業者にその旨を周知しなければならない。 （容器の管理） <u>第412条</u> （略） （特殊健康診断） <u>第413条</u> 会員は、有機溶剤業務又は特定化学物質業務に常時従事する合板製造作業者に対し、<u>災防規程第8条</u>に定める有機溶剤又は特定化学物質に関する特殊健康診断を行わなければならない。 2 （略）
第5款 圧縮成型機とその作業 （圧縮成型機による危険の防止） <u>第440条</u> 会員は、圧縮成型機（次条及び第442条においてプレス機械に該当しないものに限る。以下同じ。）に作業者の身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。 2 （略） （圧縮成型機操作者の選任） <u>第441条</u> （略）	第5款 圧縮成型機とその作業 （圧縮成型機による危険の防止） <u>第414条</u> 会員は、圧縮成型機（<u>本条において、プレス機械に</u>該当しないものに限る。以下同じ。）に作業者の身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。 2 （略） （圧縮成型機操作者の選任） <u>第415条</u> （略）

変更後	変更前
(圧縮成型機回転部分の覆い) 第442条 (略) (圧縮成型機の装置) 第443条 会員は、圧縮成型機（ホットプレスに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる装置等を<u>備えたもの</u>を使用するように努めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 圧縮成型機の非常用動力遮断装置については、<u>次の要件</u>を備えたものとする。 ア (略) イ 押しボタンは、赤色で、かつ、<u>突頭型</u>のものであること。 ウ (略) (5) 始動開路については、<u>次の要件</u>を備えたもの。 ア～イ (略) (6)～(7) (8) 作業床点検、調整などを行うため、上部周辺に手すりなどを備えた作業床と安全に昇降できる設備を設けること。ただし、ホットプレス単体で、床面からの高さが3.5メートル以下のものは、<u>この限りでない</u>。	(圧縮成型機回転部分の覆い) 第416条 (略) (圧縮成型機の装置) 第417条 会員は、圧縮成型機（ホットプレスに限る）には、次に掲げる装置等を<u>備えたもの</u>を使用するように努めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 圧縮成型機の非常用動力遮断装置については、<u>次の要件</u>を備えたものとする。 ア (略) イ 押しボタンは、赤色で、かつ、<u>突頭形</u>のものであること。 ウ (略) (5) 始動開路については、<u>次によること</u>。 ア～イ (略) (6)～(7) (略) (8) 作業床点検、調整などを行うため、上部周辺に手すりなどを備えた作業床と安全に昇降できる設備を設けること。ただし、ホットプレス単体で、床面からの高さが3.5メートル以下のものは、<u>この限りではない</u>。
第6款 ダブルサイザー機械とその作業 (ダブルサイザー機械による危険の防止) 第444条 (略) (掃除等の場合の運転停止等) 第445条 会員は、ダブルサイザー機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は<u>調整</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、<u>当該機械の運転中に作</u>	第6款 ダブルサイザー機械とその作業 (ダブルサイザー機械による危険の防止) 第418条 (略) (そうじ等の場合の運転停止等) 第419条 会員は、ダブルサイザー機械（刃部を除く。）のそうじ、給油、<u>検査又は修理</u>の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、<u>ダブルサイザー機械の運転中に</u>

変更後	変更前
業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りでない</u>。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械</u>の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (刃部の掃除等の場合の運転停止等) 第446条 会員は、ダブルサイザー機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、<u>当該機械の運転を停止しなければならない</u>。ただし、<u>当該機械の構造上作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない</u>。 2 会員は、前項の規定により、<u>同項の機械</u>の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の<u>第1項の機械</u>の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他適当な用具を使用させなければならない。 4 (略) (非常停止装置) 第447条 会員は、ダブルサイザー等の機械作業員が、身体の一部が巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに当該機械の運転を停止することができる<u>非常停止装置</u>を備えなければならない。	作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、<u>この限りではない</u>。 2 会員は、前項の規定により、<u>ダブルサイザー機械</u>の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 (刃部の<u>そうじ</u>等の場合の運転停止等) 第420条 会員は、ダブルサイザー機械の刃部の<u>そうじ</u>、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、<u>機械の運転を停止しなければならない</u>。ただし、<u>機械の構造上作業員に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない</u>。 2 会員は、前項の規定により<u>機械の運転</u>を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する作業員以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。 3 会員は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、作業員にブラシその他適当な用具を使用させなければならない。 4 (略) (非常停止装置) 第421条 会員は、ダブルサイザー等の機械作業員が、身体の一部を巻き込まれる危険等のおそれがあるときは、非常の場合に直ちに当該機械の運転を停止することができる「<u>非常停止装置</u>」を備えなければならない。
第4章 荷役作業	第4章 荷役作業

変更後	変更前
第1節 通則 (服装等) <u>第448条</u> (略) (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(5) (略) (作業用具) <u>第449条</u> (略) (1) 取り扱う原木の大きさ、重量等に適したとび、つる又は木回しを使用すること。 (2)～(4) (略) (不適格な繊維ロープの使用禁止と点検) <u>第450条</u> (略) (中抜き禁止) <u>第451条</u> (略) 第2節 積みおろし作業 (作業指揮者の選任及び職務) <u>第452条</u> (略) (荷の積載) <u>第453条</u> (略) (1) (略) (2) 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車に<u>あつては</u>、荷崩れ又は荷の落下による作業者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。	第1節 通則 (服装等) <u>第422条</u> (略) (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服<u>を着用する等</u>安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2)～(5) (略) (作業用具) <u>第423条</u> (略) (1) 取り扱う原木の大きさ<u>及び</u>重量等に適したとび、つる又は木回しを使用すること。 (2)～(4) (略) (不適格な繊維ロープの使用禁止と点検) <u>第424条</u> (略) (中抜き禁止) <u>第425条</u> (略) 第2節 積みおろし作業 (作業指揮者の選任及び職務) <u>第426条</u> (略) (荷の積載) <u>第427条</u> (略) (1) (略) (2) 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車に<u>あつては</u>、荷崩れ又は荷の落下による作業者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

変更後	変更前
(立入禁止) <u>第454条</u> (略) (荷おろし前の措置) <u>第455条</u> (略) (荷おろしの際の安全確認) <u>第456条</u> (略) (長材の取りおろし) <u>第457条</u> (略) (荷崩れの防止) <u>第458条</u> (略) (人力運搬作業) <u>第459条</u> (略) (昇降設備) <u>第460条</u> (略) (飛乗り及び飛降りの禁止) <u>第461条</u> (略) 第3節 はい作業 (はい作業主任者の選任等) <u>第462条</u> 会員は、高さが2メートル以上の原木等のはい付け又ははい崩し作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)を行う場合には、はい作業主任者技能講習を	(立入禁止) <u>第428条</u> (略) (荷おろし前の措置) <u>第429条</u> (略) (荷おろしの際の安全確認) <u>第430条</u> (略) (長材の取りおろし) <u>第431条</u> (略) (荷崩れの防止) <u>第432条</u> (略) (人力運搬作業) <u>第433条</u> (略) (昇降設備) <u>第434条</u> (略) (飛乗り及び飛降りの禁止) <u>第435条</u> (略) 第3節 はい作業 (はい作業主任者の選任等) <u>第436条</u> 会員は、高さが2メートル以上の原木等のはい付け又ははい崩し作業を行う場合には、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その指

変更後	変更前
修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その指揮の下に行わせなければならない。 2 会員は、はい作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 (はい作業主任者の職務) 第463条 (略) (1)～(3) (略) (4) はいくずしの作業を行うときときには、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。 (5) <u>第465条</u>の昇降設備及び保護帽の使用状況を監視すること。 (はい作業) 第464条 (略) (はいの昇降設備) 第465条 (略) (立入禁止) 第466条 (略)	揮の下に行わせなければならない。 2 会員は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。 (はい作業主任者の職務) 第437条 (略) (1)～(3) (略) (4) はいくずしの作業を行うときときには、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に<u>作業に</u>着手を指示すること。 (5) <u>はいの昇降するための設備</u>及び保護帽の使用状況を監視すること。 (はい作業) 第438条 (略) (はいの昇降設備) 第439条 (略) (立入禁止) 第440条 (略)
第4節 フォークリフト作業 第1款 通則 (就業の制限) 第467条 (略) (作業計画)	第4節 フォークリフト作業 第1款 通則 (就業の制限) 第441条 (略) (作業計画)

変更後	変更前
第468条 会員は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所の広さ及び地形、使用するフォークリフトの<u>能力</u>、荷の重量、種類及び形状等に<u>適応</u>する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。 2 (略) 3 (略) (作業の指揮) 第469条 安衛則第151条の4に基づき作業指揮者を必要とするときは、作業指揮者を定め、その者に運転者及び作業者を指揮させなければならない。 (作業の打合せ) 第470条 会員は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、運転者及び<u>作業者</u>と、作業手順、連絡方法等作業の安全上必要な事項について、打合せを行わせなければならない。 (制限速度) 第471条 (略) 2 (略) (転倒等の防止) 第472条 (略) (合図) 第473条 (略)	第442条 会員は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所の広さ及び地形、使用するフォークリフト<u>能力</u>、荷の重量、種類及び形状等に<u>適用</u>する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。 2 (略) 3 (略) (作業の指揮) 第443条 会員は、フォークリフトを使用して作業を行う場合で、<u>安衛法第14条に基づきはい作業主任者を必要とするときは、作業主任者を選任して運転者及び作業者を指揮させなければならない。また、安衛則第151条の4に基づき作業指揮者を必要とするときは、作業指揮者を定め、その者に運転者及び作業者を指揮させなければならない。</u> (作業の打合せ) 第444条 会員は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、運転者及び<u>作業者</u>に、作業手順、連絡方法等作業の安全上必要な事項について、打合せを行わせなければならない。 (制限速度) 第445条 (略) 2 (略) (転倒等の防止) 第446条 (略) (合図) 第447条 (略)

変更後	変更前
(主たる用途以外の使用の制限) <u>第474条</u> (略) (フォークリフト) <u>第475条</u> (略) (定期自主検査) <u>第476条</u> (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (作業開始前点検等) <u>第477条</u> (略) 2 (略) 第2款 フォークリフト作業 (作業の打合せ) <u>第478条</u> (略) (危険区域の表示等) <u>第479条</u> (略) (立入禁止) <u>第480条</u> (略) (フォークリフトを離れるときの措置) <u>第481条</u> (略)	(主たる用途以外の使用の制限) <u>第448条</u> (略) (フォークリフト) <u>第449条</u> (略) (定期自主検査) <u>第450条</u> (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (作業開始前点検等) <u>第451条</u> (略) 2 (略) 第2款 フォークリフト作業 (作業の打合せ) <u>第452条</u> (略) (危険区域の表示等) <u>第453条</u> (略) (立入禁止) <u>第454条</u> (略) (フォークリフトを離れるときの措置) <u>第455条</u> (略)

変更後	変更前
(点検整備) <u>第482条</u> (略) 2 (略) (車体の安定) <u>第483条</u> (略) (運転一般) <u>第484条</u> (略) (空車の運転) <u>第485条</u> (略) (1) フォークの<u>下端</u>を地上から30センチメートル程度の高さに保つこと。 (2) (略) (実車の運転) <u>第486条</u> (略) (丸太のはい付け) <u>第487条</u> (略) 第5節 コンベヤー作業 (逸走等の防止) <u>第488条</u> 会員は、コンベヤーについては、<u>逸走等防止装置</u>を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態を使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。	(点検整備) <u>第456条</u> (略) 2 (略) (車体の安定) <u>第457条</u> (略) (運転一般) <u>第458条</u> (略) (空車の運転) <u>第459条</u> (略) (1) フォークの<u>下端</u>が地上から30センチメートル程度の高さに保つこと。 (2) (略) (実車の運転) <u>第460条</u> (略) (丸太のはい付け) <u>第461条</u> (略) 第5節 コンベヤー作業 (逸走等の防止) <u>第462条</u> 会員は、コンベヤーについては、<u>停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置</u>を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態を使用するときその他作業者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

変更後	変更前
(非常停止装置) 第489条 会員は、コンベヤーについては、作業者の身体の一部が<u>巻き込まれる</u>等により、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第490条 (略) (搭乗の制限) 第491条 会員は、運転中のコンベヤーに作業者を乗せてはならない。ただし、作業者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による作業者の危険を防止するための措置を講じた場合は、<u>この限りでない</u>。 2 作業者は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに<u>乗っては</u>ならない。 (点検) 第492条 会員は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) (補修等) 第493条 会員は、前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。	(非常停止装置) 第463条 会員は、コンベヤーについては、作業者の身体の一部が<u>巻き込まれ</u>等により、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えなければならない。 (荷の落下防止) 第464条 (略) (搭乗の制限) 第465条 会員は、運転中のコンベヤーに作業者を乗せてはならない。ただし、作業者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による作業者の危険を防止するための措置を講じた場合は、<u>この限りではない</u>。 2 作業者は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに<u>乗つては</u>ならない。 (点検) 第466条 作業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。 (1)～(4) (略) (補修等) 第467条 会員は、前条の点検を<u>行つた場合</u>において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。
第6節 クレーン作業 (クレーンの就業制限)	第6節 クレーン作業 (クレーンの就業制限)

変更後	変更前
<u>第494条</u> (略) 2 (略) (立入禁止) <u>第495条</u> (略) 2 (略) (クレーン等の運転の業務) <u>第496条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 合図は、指名した合図者の合図によってクレーン等の運転を行うこと。ただし、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、<u>この限りでない</u>。 (4)～(6) (略) (7) <u>運転位置</u>を離れるときは、確実に運転停止の処置をすること。 (8)～(11) (略) (玉掛け作業の就業制限) <u>第497条</u> 会員は、玉掛け技能講習を修了した者又は法令によりこれと同等の資格を有する者でなければ、クレーン等の玉掛け業務に就かせてはならない。ただし、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け業務について、当該業務に係る特別教育を受けた者を就かせるときは、<u>この限りでない</u>。 (玉掛け作業) <u>第498条</u> (略) (スリング通し) <u>第499条</u> (略)	<u>第468条</u> (略) 2 (略) (立入禁止) <u>第469条</u> (略) 2 (略) (クレーン等の運転の業務) <u>第470条</u> (略) (1)～(2) (略) (3) 合図は、指名した合図者の合図によってクレーン等の運転を行うこと。ただし、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは<u>この限りではない</u>。 (4)～(6) (略) (7) <u>運転する位置</u>を離れるときは、確実に運転停止の処置をすること。 (8)～(11) (略) (玉掛け作業の就業制限) <u>第471条</u> 会員は、玉掛け技能講習を修了した者又は法令によりこれと同等の資格を有する者でなければ、クレーン等の玉掛け業務に就かせてはならない。ただし、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け業務について、当該業務に係る特別教育を受けた者を就かせるときは、<u>この限りではない</u>。 (玉掛け作業) <u>第472条</u> (略) (スリング通し) <u>第473条</u> (略)

変更後	変更前
(運転の合図) 第500条 会員は、作業者にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、<u>合図をする者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、玉掛けを要しない場合であって、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。</u> (1)～(5) (略) 第7節 その他荷役作業 第1款 集塵サイロ等の内部における作業 (集塵サイロ等の内部における作業の制限) 第501条 会員は、<u>集塵サイロ等（木材の切削加工機械作業により発生したおが屑、木粉等を一時的に貯蔵する集塵サイロ等をいう。）の内部その他おが屑、木粉等に埋没すること等により作業者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、作業者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u> <u>2 会員は、前項ただし書の規定により集塵サイロ等の内部等の場所で作業者に作業を行わせる場合であって、集塵サイロ等の床部にスクリーコンベヤーが設置されているときは、スクリーコンベヤーの運転を停止しなければならない。</u> <u>3 会員は、前項の規定によりスクリーコンベヤーの運転を停止したときは、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する作業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。</u> <u>4 会員は、作業者に集塵サイロ等の内部等で作業を行わせる場</u>	(運転の合図) 第474条 会員は、作業者にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、<u>合図者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、玉掛けを要しない場合であって、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りではない。</u> (1)～(5) (略) (新設) (新設) <u>(新設)</u>

変更後	変更前
<u>合には、おが屑、木粉等により埋没することを防止する措置を明記した作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図らなければならない。</u> <u>(集塵サイロ等での積み込み作業等)</u> 第502条 会員は、集塵サイロ等の内部のおが屑、木粉等の貨物自動車等への積み込み作業を行うに当たって、当該作業を行う作業員以外の者を集塵サイロ等の内部に立ち入らせるときは、前条の措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 集塵サイロ等の内部で作業を行っていることが外部から明らかに分かるように、集塵サイロ等の排出用の蓋を開けるための操作を行う箇所、集塵サイロ等に通じる通路、階段付近等のほか、事務室等に集塵サイロ等内で作業中である旨を掲示する等により、関係者に周知すること。 (2) 貨物自動車等への積み込み作業を行う場合には、作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図らなければならない。また、おが屑、木粉等の回収業者の搬出作業員にも回収する際の作業手順や作業上の注意点について、周知徹底を図ること。	(新設)
第2款 テーブル式昇降装置作業 <u>(テーブル式昇降装置の保守・点検、補修、調整等作業の定義)</u> 第503条 会員は、テーブル式昇降装置（木材製造業において用いるテーブルリフター、テーブルリフト、リフトテーブル等と呼称されている装置で、物を垂直方向に運搬するために設けられたテーブル及び昇降装置その他の装置により構成され、当該テーブルが昇降装置その他の装置により上昇又は下降する設備を有する機械をいう。以下同じ。）のテーブル等又はこれら	(新設) (新設)

変更後	変更前
<u>により支えられている荷の下に作業者を立ち入らせてはならない。ただし、部品交換若しくは保守・点検、補修、調整等の作業を行う場合に、当該テーブル等が不意に降下することによる危険を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。</u> <u>(1) テーブル等の降下防止装置として、十分な強度を有した安全支柱、安全ブロック等を取り付けること。この場合、当該安全支柱等が外れることのないように両端を固定する等の措置を行うこと。</u> <u>(2) テーブル式昇降装置に前号の降下防止装置以外の装置が備えられている場合には、当該装置を適切に使用するための措置も確実に講じること。</u> <u>2 会員は、テーブル式昇降装置の部品交換、保守・点検、補修等を行う場合、当該装置の型式や作業内容を踏まえ、事前にリスクアセスメントを実施し、危険の洗出しと危険の低減措置等の検討を行い、作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図らなければならない。</u>	
第 5 章 非定常作業 第 1 節 通則 (非定常作業の分類) 第 5 0 4 条 非定常作業とは、<u>定常作業（日常的に反復・継続して行われる作業であって、生産計画によりあらかじめたてられた計画に沿って行われ、作業の手順を定めた基準書等が整備されている作業をいう。）</u>以外の全ての作業をいい、本章において、次のとおり分類する。 (1)～(4) (略) (非定常作業における安全衛生教育の実施)	第 5 章 非定常作業 第 1 節 通則 (非定常作業の分類) 第 4 7 5 条 非定常作業とは、日常的に反復・継続して行われる作業であって、生産計画によりあらかじめたてられた計画に沿って行われ、作業の手順を定めた基準書等が整備されている作業を除く全ての作業をいい、本章において、次のとおり分類する。 (1)～(4) (略) (非定常作業における安全衛生教育の実施)

変更後	変更前
第505条 会員は、作業者に非定常作業を行わせるときは、関係法令、通達、<u>ガイドライン</u>等に基づき、事前に適切な措置を講ずるとともに、該当する非定常作業に係る安全衛生教育の実施に努めなければならない。 2 会員は、前項に定める安全衛生教育の実施に当たっては、実技教育を取り入れるとともに、次の事項について、各種教材を使用して効果が上がるように努めなければならない。 (1)～(9) (略) (リスクアセスメントの実施) 第506条 会員は、第17条に定めるリスクアセスメントの実施の他、非定常作業実施に当たっては、作業内容と関連するリスクを事前に網羅的に把握し、抽出されたリスクに関する情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。 なお、設備対策が困難なリスクに対しては、事前に把握した問題点を関係者間で共有し、必要に応じて管理的対策を講ずることも検討するよう努めなければならない。 2 会員は、前項に定めるリスクアセスメントの実施に当たっては、次の事項を念頭に実施するよう努めなければならない。 (1)～(5) (略)	第476条 会員は、作業者に非定常作業を行わせるときは、関係法令、通達（<u>ガイドライン</u>）等に基づき、事前に適切な措置を講ずるとともに、該当する非定常作業に係る安全衛生教育の実施に努めなければならない。 2 会員は、前項に定める安全衛生教育の実施に当たっては、実技教育を取り入れるとともに、次の事項を踏まえ、各種教材を使用して効果が上がるように努めなければならない。 (1)～(9) (略) (リスクアセスメントの実施) 第477条 会員は、<u>第16条に定めるものの他</u>、非定常作業実施に当たっては、作業内容と関連するリスクを事前に網羅的に把握し、抽出されたリスクに関する情報を関係者間で共有に努めなければならない。 なお、設備対策が困難なリスクに対しては、事前に把握した問題点を関係者間で共有し、必要に応じて管理的対策も検討に努めなければならない。 2 会員は、前項に定めるリスクアセスメント実施に当たっては、次の事項を念頭に実施に努めなければならない。 (1)～(5) (略)
第2節 非定常作業による危険の防止 (作業計画の作成) 第507条 会員は、非定常作業の実施に当たり、<u>前条の</u>リスクアセスメントの結果を踏まえ、次の事項を記載した作業計画書を作成するよう努めなければならない。 なお、<u>当該</u>作業計画書は、異常事態や緊急事態への対応も含め、起こり得るさまざまなケースを想定して作成するよう努めなければならない。 (1)～(9) (略)	第2節 非定常作業による危険の防止 (作業計画の作成) 第478条 会員は、非定常作業の実施に当たり、<u>前条に定めた</u>リスクアセスメントの結果を踏まえ、次の事項を記載した作業計画書の作成に努めなければならない。 なお、作業計画書は、異常事態や緊急事態への対応も含め、起こり得るさまざまなケースを想定して作成に努めなければならない。 (1)～(9) (略)

変更後	変更前
2 会員は、前項に定める作業計画の作成に当たり、P（PLAN、計画）、D（DO、実施）、C（CHECK、評価）及びA（ACT、改善）の「PDCAサイクル」という一連の過程について非定常作業においても実施するよう努めなければならない。 （異常処理作業における作業手順書の作成） 第508条 会員は、異常処理作業の実施に当たり、あらかじめ作業手順書を作成するよう努めなければならない。また、必要に応じ作業手順書の見直し及び変更を行うよう努めなければならない。 2 会員は、前項に定める作業手順書の作成に当たり、次の事項を念頭に作成するよう努めなければならない。 (1) あらかじめ想定される故障、作業の実態、災害事例等をもとに、<u>作業手順書作成の対象となる非定常作業の危険性及び有害性の調査及び対象となる作業の選定を行うこと。危険性及び有害性の調査及び作業手順書作成の対象となる異常処理作業の選定は、作業者も参加させ定期的実施すること。</u> (2) (略) <u>(3) 発生頻度の多い異常処理作業は、定期的に作業手順書等の確認や見直しを、職場の安全活動の一部として継続すること。</u> （異常処理作業の実施） 第509条 会員は、異常処理作業の実施に当たり、前条に定める非定常作業手順書に基づくとともに、特に次の事項に留意して実施するよう努めなければならない。 (1) 設備の異常発生時、<u>会員は、異常処理作業を実施する者として作業者を指名し、指名した作業者（以下「指名者」という。）に、まず設備を停止し、電源スイッチを切りスイッチキーを抜き取らせること。それが困難な場合には、当該設備に操作禁止札を取り付けること。</u>	2 会員は、前項に定める作業計画の作成に当たり、P（PLAN、計画）、D（DO、実施）、C（CHECK、評価）及びA（ACT、改善）の「PDCAサイクル」という一連の過程について非定常作業においても実施に努めなければならない。 （異常処理作業における作業手順書の作成） 第479条 会員は、異常処理作業の実施に当たり、あらかじめ作業手順書の作成に努めなければならない。また、必要に応じ作業手順書の見直し及び変更を行うように努めなければならない。 2 会員は、前項に定める作業手順書の作成に当たり、次の事項を念頭に作成に努めなければならない。 (1) あらかじめ想定される故障、作業の実態、災害事例等をもとに、対象となる非定常作業の危険性及び有害性の調査及び選定を行うこと。<u>危険性および有害性の調査及び選定は、作業者も参加させ定期的実施すること。</u> (2) (略) (新設) （異常処理作業の実施） 第480条 会員は、異常処理作業の実施に当たり、前条に定める非定常作業手順書に基づくとともに、特に次の事項に留意して実施に努めなければならない。 (1) 設備の異常発生時、<u>指名者はまず設備を停止し、電源スイッチを切りスイッチキーを抜き取ること。それが困難な場合には、操作禁止札を取り付けること。</u>

変更後	変更前
(2) (略) (3) <u>発生頻度の多い異常処理作業は、定期的に作業手順書等の確認や見直しを、職場の安全活動の一部として継続すること。</u> <u>(削除)</u> (4) 特に発生頻度が少ない異常処理作業は、作業手順等に沿って安全な作業が行えるように管理し、作業者に対して定期的な作業訓練等も行うこと。 <u>(5)～(6)</u> (略)	(2) (略) (3) 頻度の多い異常処理作業は、定期的に作業手順書等の確認や見直しを、職場の安全活動の一部として継続すること。 <u>(4) 頻度の多い異常処理作業は、定期的に作業手順書等の確認や見直しを、職場の安全活動の一部として継続すること。</u> <u>(5) 特に頻度が少ない異常処理作業は、作業手順等に沿って安全な作業が行えるように管理し、作業者に対して定期的な作業訓練等も行うこと。</u> <u>(6)～(7)</u> (略)
第3節 その他非定常作業による危険の防止 (スレート等の屋根上の危険の防止) 第510条 (略) (酸素欠乏症等危険場所の作業環境測定) 第511条 会員は、木屑集塵ダクト等、酸素欠乏が想定される危険場所の作業について、<u>その日の作業を開始する前に</u>、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。 2 (略) 3 会員は、<u>第1項の規定により測定を行ったときは、その都度</u>、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名<u>及び測定結果に基づく酸素欠乏症等の防止措置を講じた措置の概要等を記録して、これを3年間保存しなければならない。</u> (換気) 第512条 会員は、酸素欠乏危険作業に作業者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気しなければならない。ただし、	第3節 その他非定常作業による危険の防止 (スレート等の屋根上の危険の防止) 第481条 (略) (酸素欠乏症等危険場所の作業環境測定) 第482条 会員は、木屑集塵ダクト等、酸素欠乏が想定される危険場所の作業について、<u>その日に作業を開始する前に</u>、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。 2 (略) 3 会員は<u>前項の規定により測定を行ったときは、そのつど</u>、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名、<u>測定結果に基づく酸素欠乏症等の防止措置を講じた措置の概要等を記録して、これを3年間保存しなければならない。</u> (換気) 第483条 会員は、酸素欠乏危険作業に作業者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気しなければならない。ただし、

変更後	変更前
爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、<u>この限りでない</u>。 2 （略） （立入禁止） <u>第513条</u> （略） （監視人等） <u>第514条</u> （略） （退避等の措置） <u>第515条</u> （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略）	爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、<u>この限りではない</u>。 2 （略） （立入禁止） <u>第484条</u> （略） （監視人等） <u>第485条</u> （略） （退避等の措置） <u>第486条</u> （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略）

林業・木材製造業労働災害防止規程 新旧対照表（第四編）

変更後	変更前
第4編 実施を確保するための措置 （実施を確保するための措置） <u>第516条</u> （略） 2 （略） 附則 （略）	第4編 実施を確保するための措置 （実施を確保するための措置） <u>第487条</u> （略） 2 （略） 附則 （略）